特定教育・保育施設　自主点検シート　[**令和６年４月版**]

【幼稚園（施設型給付費の支給に係る幼稚園）】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 施設名 |  |  | 運営法人名 |  |
|  |
| 園長名 |  |  | 法人代表者名 |  |
| 所在地 | 志木市 |  | 記入者名 |  |
| 電話番号メールアドレス |  |  | 記入年月日 |  |

志木市 福祉部 福祉監査室　　TEL： ０４８－４５６－５３６５

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　E-mail： fukushi-kansa@city.shiki.lg.jp

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 自主点検シートについて　・　利用者に適切な教育・保育サービスを提供するためには、施設自らが、運営基準に適合しているかどうか、施設型給付費等の請求が算定要件を満たして適正に行われているかどうかなどについて、日常的に確認することが重要です。　・　この自主点検シートを活用して、施設の運営状況について、毎年、定期的な点検をお願いします。　・　市が実地指導を行う際には、事前に施設でこのシートを使って点検をいただき、実地指導の前に提出をお願いしています。当日は、このシートに沿って運営状況を確認しますので、施設の方でもその写しを保管しておいてください。　・　「点検結果」欄は、該当する項目（いる・いない・非該当・適合・不適合）の□を■に、又は手書きの場合はチェックを入れてください。基準等に不適合の場合は、右枠の「不適合の場合：その状況・改善方法」欄に簡潔に記載してください。**※**　**幼稚園の認可基準の適合状況等に関する書面調査・実地検査については、埼玉県（学事課）が行います。**※ 「確認事項」欄の**ゴシック体**で書かれた部分は、**令和６年４月まで**の改正、追加又は修正部分です。※　法令等の表記は、次のとおり略称を使用しています。　　　　支援法：　子ども・子育て支援法　設置認可基準：　幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）　　　　　　　　　埼玉県私立幼稚園設置認可に係る審査基準（平成6年10月1日制定）[最終改正：平成27年4月1日]　　　確認基準：　（施設型給付費等の支給に係る事業を行う者として確認するに当たって、適合しなければならない基準）　　　　　　　　　志木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第17号）　　　　　　　　　［国］ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）　　　　　費用：　特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）**【最終改正令和６年３月２９日】**　　　費用通知：　特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について**（令和５年５月19日こ成保３８・５文科初第４８３号）**　　　処遇改善：　**「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（令和５年６月７日付けこ成保 39・５文科初第 591 号こども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長連名通知）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （ 参 考 ） | 公定価格 |  保育の必要量や施設所在地等を勘案して、特定教育・保育、特定地域型保育等に必要な費用の額を国が 定める基準により算定した額 |
| 教育・保育給付認定区分 | 教育標準時間認定 | １号認定子ども |  満３歳以上の小学校就学前子どもであって、２号認定子ども以外のもの |
| 保育認定 | ２号認定子ども |  満３歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令 で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの |
| ３号認定子ども |  満３歳未満の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令 で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（支援法第19条第1項第1号、第2号、第3号での規定）　 |

　　（目次）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 第１　設置認可基準　　　　　　　　　　　[県] |  3 |  | 第５　施設型給付費 |
|  教職員、施設・設備　等 |  3 |  | 1　基本的事項 | 14 |
| 第２　基本的事項 |  4 |  | 2　地域区分等 | 15 |
| 第３　職員基準（施設型保育給付費に係る項目を含む） |  | 3　基本分単価 | 15 |
|  1　園長 |  4 |  | 4　処遇改善等加算Ⅰ | 15 |
|  2　公定価格上の配置基準（基本部分） |  4 |  |  5　副園長・教頭配置加算 | **21** |
|  3　短時間勤務の教員の配置 |  5 |  |  6　３歳児配置改善加算 | **21** |
| 第４　運営基準 |  | **7　４歳以上児配置改善加算** | **22** |
|  1　利用定員 |  6 |  |  **8**　満３歳児対応加配加算 | **23** |
|  2　運営規程 |  6 |  |  **9**　講師配置加算 | **23** |
|  3　内容及び手続の説明及び同意 |  6 |  | **10**　チーム保育加配加算　  | **23** |
|  4　重要事項の掲示 |  6 |  | **11**　通園送迎加算 | **24** |
|  5　正当な理由のない提供拒否の禁止等 |  6 |  | **12**　給食実施加算 | **24** |
|  6　あっせん、調整及び要請に対する協力 |  7 |  | **13**　外部監査費加算 | **24** |
|  7　受給資格等の確認 |  7 |  | **14**　副食費徴収免除加算  | **25** |
|  8　教育・保育給付認定の申請に係る援助 |  7 |  | **15**　年齢別配置基準を下回る場合 | **25** |
|  9　定員の遵守 |  7 |  | **16**　定員を恒常的に超過する場合 | **25** |
| 10　心身の状況等の把握 |  7 |  | **17**　主幹教諭等専任加算 | **26** |
| 11　平等に取り扱う原則 |  7 |  | **18**　子育て支援活動費加算 | **27** |
| 12　虐待等の禁止 |  7 |  | **19**　療育支援加算 | **27** |
| 13　虐待の防止 |  7 |  | **20**　事務職員配置加算 | **27** |
| 14　小学校等との連携 |  8 |  | **21**　指導充実加配加算 | **28** |
| 15　地域との連携 |  8 |  | **22**　事務負担対応加配加算 | **28** |
| 16　教育・保育の提供の記録 |  8 |  | **23**　処遇改善等加算Ⅱ | **28** |
| 17　相談及び援助 |  8 |  | **24**　処遇改善等加算Ⅲ | **33** |
| 18　利用乳幼児の健康診断　　　　　　　　[県] |  8 |  | **25**　冷暖房費加算 | **38** |
| 19　食事の提供 |  8 |  | **26**　施設関係者評価加算 | **38** |
| 20　利用者負担額等の受領 |  8 |  | **27**　施設機能強化推進費加算 | **39** |
| 21　施設型給付費等の額に係る通知等 | 10 |  | **28**　小学校接続加算 | **39** |
| 22　勤務体制の確保等 | 11 |  | **29**　栄養管理加算 | **40** |
| 23　職員の健康診断　　　　　　　　　 一部[県] | 11 |  | **30**　第三者評価受審加算 | **40** |
| 24　秘密保持等 | 11 |  | 第６　その他 |
| 25　非常災害対策 | 12 |  |  1　変更の届出 | **41** |
| 26　環境衛生　　　　　　　　　　　　　　[県] | 12 |  |  2　教育・保育に係る情報の公表 | **41** |
| 27　緊急時等の対応 | 12 |  |  3　法令遵守等の業務管理体制整備 | **42** |
| 28　事故発生の防止及び発生時の対応 | 12 |  |  |  |
| 29　苦情解決 | 12 |  |  |  |
| 30　教育・保育給付認定保護者に関する市への通知 | 13 |  |  |  |
| 31　情報の提供等 | 13 |  |  |  |
| 32　利益供与等の禁止 | 13 |  |  |  |
| 33　会計の区分 | 13 |  |  |  |
| 34　記録の整備 | 13 |  |  |  |
|  |  | （参考） |  |
|  |  |  | 処遇改善等加算の加算額に係る使途等について | 38 |
|  |  |  | こども家庭庁・埼玉県・市のホームページ | 39 |

　　基準や給付費について内閣府から示されている主なＱ＆Ａ（こども家庭庁ホームページに掲載）

　　・事業者向けＦＡＱ［第７版］　平成27年3月

　　・公定価格に関するＦＡＱ（Ver.２２）　令和５年６月７日時点版

　　・公定価格に関する情報　令和5年12月6日

　　・「施設型給付費等に係る処遇改善等加算IIに係る研修修了要件について」　令和4年12月7日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **点検項目****根拠法令等** | **確認事項** | **点検結果** | **不適合の場合：その状況・改善方法** |
| 第１　設置認可基準（抜粋） |
| （幼稚園設置基準） |
| 1 基準の向上 | 設置基準は、幼稚園を設置するのに必要な最低の基準を示すものであるから、幼稚園の設置者は、幼稚園の水準の向上を図ることに努めなければならない。 |
| 2 一学級の幼児数 | 1)　一学級の幼児数は、３５人以下を原則とする。2)　３歳児学級の幼児数は、２０人以下を原則とし、それを超える場合には、補助教員（幼稚園教諭免許を所有している者）を配置しなければならない。**［**県の設置認可基準**］** |
| 3 学級の編成 | 　　学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編制することを原則とする。 |
| 4 教職員 | 1)　幼稚園には、園長のほか、各学級ごとに少なくとも専任の主幹教諭、指導教諭又は教諭（2)において「教諭等」という。）を１人置かなければならない。1-2)　 園長は原則として専任とし、専任教諭は、一学級に１人以上を配置しなければならない。**［**県の設置認可基準**］**2)　特別の事情があるときは、教諭等は、専任の副園長又は教頭が兼ね、又は当該幼稚園の学級数の３分の１の範囲内で、専任の助教諭若しくは講師をもって代えることができる。3)　専任でない園長を置く幼稚園にあつては、1)、2)の規定により置く主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師のほか、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師を１人置くことを原則とする。4)　幼稚園に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。5)　幼稚園には、養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭又は養護助教諭及び事務職員を置くように努めなければならない。 |
| 5 施設・設備 | 1)　園地（園舎敷地、運動場及びその他の用に供される敷地）は、同一敷地内にあり、かつ、面積は１，０００㎡以上であること。**［**県の設置認可基準**］**2)　園舎の面積

|  |  |
| --- | --- |
| 学級数 | 面積 |
| １学級 | １８０㎡ |
| ２学級以上 | ３２０㎡＋１００㎡×（学級数－２） |

3)　運動場の面積

|  |  |
| --- | --- |
| 学級数 | 面積 |
| ２学級以下 | ３３０㎡＋３０㎡×（学級数－１） |
| ３学級以上 | ４００㎡＋８０㎡×（学級数－３） |

4)　次の施設及び設備を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。①職員室　②保育室　③遊戯室　④保健室　⑤便所　⑥飲料水用設備、手洗用設備、足洗用設備└保育室の数は、学級数を下ってはならない。4-2)　保育室及び遊戯室の面積は、それぞれ、４６㎡、９２㎡を標準とし、かつ、２方向に有効な出入口が設置され、幼児の避難上支障がないものであること。**［**県の設置認可基準**］**4-3)　保健室は、応急処置等をするために必要な保健器具及びベット等が常備され、衛生的な環境であること。**［**県の設置認可基準**］** |
| （学校教育法施行規則　第３章） |
| 6 教育週数 | 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、３９週を下ってはならない。 |
| 7 教育課程その他の保育内容の基準 | 幼稚園の教育課程その他の保育内容については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容の基準として文部科学大臣が別に公示する幼稚園教育要領によるものとする。 |
| 8 履修困難な教科の学習 | 　　児童が心身の状況によつて履修することが困難な各教科は、その児童の心身の状況に適合するように課さなければならない。 |
| 9 園の評価 | 1)　幼稚園は、当該幼稚園の教育活動その他の園運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。2)　1)の評価を行うに当たつては、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。3)　幼稚園は、1)による評価の結果を踏まえた当該幼稚園の児童の保護者その他の当該幼稚園の関係者（当該幼稚園の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。4)　幼稚園はは、1)による評価の結果及び3)により評価を行った場合はその結果を、当該幼稚園の設置者に報告するものとする。 |

|  |
| --- |
| 第２　基本的事項 |
| 1 一般原則確認基準第3条、第16条 | 1)　施設は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定 | □いる□いない |  |
| 　教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指していますか。 |
| 2)　施設は、当該施設を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って | □いる□いない |  |
| 　特定教育・保育を提供するように努めていますか。 |
| 3)　施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子 | □いる□いない |  |
| 　育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 |
| 4)　施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか | □いる□いない |  |
| 5)　施設は、定期的に当該施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の施設の関係者（当該施設の職員を除く。）による | □いる□いない |  |
| 　評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めていますか。 |
| ※　外部評価の受審が５年に１回程度可能となるよう、「第三者評価受審加算」としての評価が行われているため、積極的に外部評価を受審するよう努めること。 |

|  |
| --- |
| 第３　職員基準（施設型保育給付費に係る項目を含む） |
| 1 園長 | 一体的な管理及び運営を行う者として１人の園長を配置していますか。 | □いる□いない |  |
| ※　幼稚園については、必置の職員である園長の人件費は基本分単価に含まれている。何らかの事情で園長が専任でない場合であっても公定価格上減算されることはないが、専任でない園長を置く幼稚園にあっては、原則として、副園長等の教員を１名追加して配置すること（幼稚園設置基準第5条第3項）とされており、当該教員分の人件費は公定価格上は算定されない。（公定価格ＦＡＱ　Ver.17　令和3年2月10日　№97） |
| 2 公定価格上の配置基準（基本部分） | 1)　次の基本分単価に含まれる職員構成を充足していますか。 | □いる□いない |  |
| ①園長②教員（教諭等）　　・　基本分単価における必要教員数（園長が専任でない場合に１名増加して配置する教員を除く。）は、以下の**ⅰ**と**ⅱ**を合計した数であること。　　**ⅰ**　年齢別配置基準　　　　　・４歳以上児３０人につき１人、３歳児及び満３歳児２０人につき１人　　　　　※　「教員（教諭等）」とは、幼稚園教諭免許状を有する者をいうこと（なお、副園長及び教頭については、この限りでない。）。　　　　　※　「４歳以上児」及び「３歳児」とは、年度の初日の前日における満年齢による。　　　　　※　「満３歳児」とは、、年度の初日の前日における満年齢が２歳で、年度途中に満３歳に達し入園した者をいう。　　　　　※　確認に当たっては以下の算式によること。　　　　　　　｛４歳以上児数 × １／３０（小数点第１位まで計算（小数点第２位以下切り捨て））｝　　　　　　　＋｛３歳児及び満３歳児数× １／２０（同）｝＝ 配置基準上保育教諭等数（小数点以下四捨五入）**ⅱ**　学級編制調整加配教育標準時間認定子どもに係る利用定員が３６人以上３００人以下の施設に１人　　　③その他　　ⅰ　事務職員及び非常勤事務職員　　　　※　園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要。　　　　※　非常勤事務職員については、週２日分の費用を算定。　　ⅱ　学校医・学校歯科医・学校薬剤師※　嘱託等で可。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 3 短時間勤務の教員の配置 | 2)　短時間勤務の教員を充てる場合は、次のとおり適切に配置していますか。 | □いる□いない□非該当 |  |
| 【①短時間勤務（１日６時間未満又は月２０日未満勤務）の教育・保育従事者】　　次の条件の全てを満たす場合には、配置基準や加算算定上の定数の一部に短時間勤務者を充てることができる。　　・　学級担任は、原則常勤専任であること　　・　常勤の教育・保育に従事する者が各組や各グループに１名以上（乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る配置基準上の定数が２名以上の場合は、最低２名）配置されていること　　・　常勤の教育・保育に従事する者に代えて短時間勤務の教育・保育に従事する者を充てる場合の当該短時間勤務の者の合計勤務時間数が、常勤を充てる場合の勤務時間数を上回ること【②１日６時間以上かつ月２０日以上勤務する教育・保育従事者】　　各施設・事業所の就業規則で定めた勤務時間を下回る者のうち、１日６時間以上かつ月２０日以上勤務する者についても、①と同様に取り扱う。※　①・②の従事者を配置基準等の定数の一部に充てる場合は、以下の通り、常勤職員数に換算する。　　＜常勤換算値を算出するための算式＞　　　　短時間勤務の教育・保育に従事する者　及び　常勤の教育・保育に従事する者以外の　　　　教育・保育に従事する者　の１か月の勤務時間数の合計　　　 ─────────────────────────────────── ＝ 常勤換算値　　　　　　　　各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の１か月の勤務時間数　　　　　 (小数点以下の　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 端数処理を行わない)（公定価格ＦＡＱ　Ver.17　令和3年2月10日　№9） |

|  |
| --- |
| 第４　運営基準 |
| 1 利用定員確認基準第4条 | 　 １号認定子どもの区分の利用定員を定めていますか。 | □いる□いない |  |
| 2 運営規程確認基準第20条 | 　　次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（園則）（以下「運営規程」という。）を定めていますか。 | □いる□いない |  |
| 　①施設の目的及び運営の方針　②提供する教育・保育の内容　③職員の職種、員数及び職務の内容　④教育・保育の提供を行う日時（１号認定子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。）及び提供を行わない日　⑤保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額　　　※　p8の「20 利用者負担額等の受領」の規定を踏まえ、適切に記すこと（いわゆる「上乗せ徴収」や「実費徴収」を含む）。　⑥利用定員（１号認定子どもの区分）　⑦利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（利用定員を超える場合の選考方法を含む）　⑧緊急時等における対応方法　　　※　緊急時等における対応方針について、関係機関や保護者との連絡方法など記すこと。なお、別途、緊急時等における対応マニュアルを定めている場合においては、その旨を記すこと。　⑨非常災害対策　　　※　火災や地震などの、非常災害等に対する対策を記すこと。なお、別途、非常災害対策等を定めている場合においては、その旨を記すこと。　⑩虐待の防止のための措置に関する事項　　　※　虐待の防止のために講じている対策について記すこと　⑪その他施設の運営に関する重要事項 |
| ※　上記①～⑪のうち、全部又は一部について、別途規定している場合、重ねて規定する必要はなく、当該別途定めている規定を示せば足りることとされている。 |
| 3 内容及び手続の説明及び同意確認基準第5条 | 　　特定教育・保育の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、以下の重要事項を記した文書を交付して説明を行 | □いる□いない |  |
| 　い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。　　利用申込者から申出があった場合には、文書の交付に代えて、当該利用申込者の承諾を得て、一定の電磁的方法により提供することができるとされています。 |
| ※　重要事項　　①運営規程の概要　　②職員の勤務体制　　③保護者から支払を受ける費用に関する事項（いわゆる「上乗せ徴収」や「実費徴収」を含む。）　　④その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる事項※　同意は、利用申込者及び事業者双方の保護の立場から、書面（重要事項説明書等）によって確認することが望ましい。 |
| 4 重要事項の掲示**等**確認基準第23条 | 　　施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると | □いる□いない |  |
| 　認められる重要事項を掲示**するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供し**ていますか。 |
| 5 正当な理由のない提供拒否の禁止等確認基準第6条 | １号認定の保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由なく利用を拒んでいませんか。 | □いる□いない |  |
| 　※　利用の申込みに係る１号認定子どもの数及び当該施設を現に利用している１号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該施設の１号認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。※　上記で選考する場合、その選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。※　自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 |
| 6 あっせん、調整及び要請に対する協力確認基準第7条 | 1)　特定教育・保育施設の利用について、支援法第４２条第１項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力していますか。 | □いる□いない |  |
| 7 受給資格等の確認確認基準第8条 | 　　特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育 | □いる□いない |  |
| 　給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合は、利用者負担額に関する事項についての市の通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確かめていますか。 |
| 8 教育・保育給付認定の申請に係る援助確認基準第9条 | 1)　 教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | □いる□いない□非該当 |  |
| 2)　 教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の３０日前までに行われるよう必要な援助を行っ | □いる□いない□非該当 |  |
| 　ていますか。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでないとされています。 |
| 9 定員の遵守確認基準第22条 | 　　施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っていませんか。 | □いる□いない |  |
| 　　ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、支援法第34条第5項に規定する便宜の提供（利用定員の減少の届出をしたとき又は確認の辞退をするときに、利用定員の減少又は確認の辞退の日以後においても引き続き教育・保育の提供を希望する者に対し、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、他の特定教育・保育施設の設置者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと）への対応、児福法第24条第5項又は第6項に規定する措置（市が、やむを得ない事由により保育を受けることが著しく困難であると認めるときに、保育を行うことを委託すること）への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでないとされています。 |
| 10 心身の状況等の把握確認基準第10条 | 　　特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めていますか。 | □いる□いない |  |
| 11 平等に取り扱う原則　確認基準第24条 | 　　教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていませんか。 | □いる□いない |  |
| 12 虐待等の禁止　　確認基準第25条 | 　　施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児福法第33条の10各号に掲げる行為（注）その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしていませんか。 | □いる□いない |  |
| 　注）①　身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。　　　②　わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。　　　③　心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、生活を共にする他の児童による上記①、②又は次の④に掲げる行為の放置その他の事業所の職員としての養育又は業務を著しく怠ること。　　　④　著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 |
| 13 虐待の防止確認基準第3条4項児童虐待防止法埼玉県虐待禁止条例 | 1)　特定教育・保育施設を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の | □いる□いない |  |
| 　整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めていますか。　**●虐待防止責任者の職・氏名　：** |
| ※　県の条例では、児童福祉施設等の設置者若しくは事業を行う者に、施設内での従業者に対する児童虐待防止等に関する研修の実施を義務付け、従業者には当該研修の受講を義務付けている。※　埼玉県のホームページに掲載されている「教職員・保育従事者のための児童虐待対応マニュアル（平成30年3月改訂版）<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0608/manyual.html>」等を参考にすること。 |
| 2)　施設の職員は、児童虐待（注）を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めていますか。 | □いる□いない |  |
| 　注）児童虐待：保護者がその監護する児童について行う次に掲げる行為（児童虐待防止法第2条）　　　①　身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。　　　②　わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。　　　③　児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による上記①、②又は次の④に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。　　　④　児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な |
| （続）13 虐待の防止 | 　　　　攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 |
| 3)　児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに、市町村、児童相談所等に通告していますか。 | □いる□いない□非該当 |  |
| ※　児童虐待防止法第6条にある通告は、守秘義務違反には該当しない。　　同条第3項で、「刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、・・・通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない」と規定されている。 |
| 14 小学校等との連携確認基準第11条 | 　　特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接 | □いる□いない |  |
| 　続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めていますか。 |
| 15 地域との連携確認基準第31条 | 　　施設の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。 | □いる□いない |  |
| 16 教育・保育の提供の記録確認基準第12条 | 　　特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録していますか。 | □いる□いない |  |
| ※　提供した教育・保育に係る必要な事項の提供の記録は、その完結の日から５年間保存しなければならない。 |
| 17 相談及び援助確認基準第17条 | 　　常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、教育・保育給付認定子ども又 | □いる□いない |  |
| 　はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていますか。 |
| 18 利用乳幼児の健康診断 | 　入園した児童に対し、「１年に２回の定期健康診断」及び「臨時の健康診断」を、学校保健安全法第13条の規定に基づき行わなければならない。 |
| 19 食事の提供 | ※　幼稚園での食事の提供については、特に規定されていない。 |
| （参考）○「幼稚園における食育の推進について」平成19年1月17日・文部科学省初等中等教育局幼児教育課長通知1)　幼稚園は幼児が生涯にわたる人間形成の基礎を培う場であり、食材との触れ合いや食事の準備をはじめとする食に関する様々な体験を通じて、幼児期からの適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着、心と体の健康など豊かな人間性の育成等を図ること。2)　給食を実施する場合には、幼児の健全な食生活の実践を通じて心身の健康が図られるよう、幼稚園における食育を推進するための食に関する指導計画を作成するなど、給食が食に関する指導の「生きた教材」として活用されるよう給食時間等に幼稚園教諭等が取り組むこと。なお、食物アレルギー等への対応が必要な幼児については、保護者と十分に連携を図ること。3)　弁当の場合についても、保護者と連携をとりながら、給食の場合と同様に食育の推進に努めること。 |
| 20 利用者負担額等の受領確認基準第13条 | 1)　特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払を受けていますか。 | □いる□いない |  |
| 　※　令和元年１０月から、３歳から５歳まで（満３歳になった後の４月１日から小学校入学前まで）の子どもの利用者負担額については、無償化されている。 |
| 　　 | 2)　法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額の支払を受けていますか。 | □いる□いない□非該当 |  |
| 3)　いわゆる「上乗せ徴収」として、次の費用の支払いを教育・保育給付認定保護者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか | □いる□いない□非該当 |  |
| 　　・　特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 |
| 　　※　上乗せ徴収は、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について保護者に負担を求めるもので、例えば、公定価格上の基準を超えた教員の配置や平均的な水準を超えた施設整備など、公定価格で賄えない費用を賄うために徴収するものである。　　　　上乗せ徴収は、施設の種類や子どもの認定区分によらず、各施設・事業所の判断で実施することができるが、私立保育所については、市町村から委託を受けて実施する性格上、市町村との協議により承認を得ることが必要である。　（事業者向けＦＡＱ　　第7版　平成27年3月　p72,75） |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （続）20 利用者負担額等の受領 | 4)　いわゆる「実費徴収」として、次の費用の支払いを教育・保育給付認定保護者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。 | □いる□いない□非該当 |  |
| 　　①　日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用　　②　特定教育・保育に係る行事への参加に要する費用　　③　食事の提供に要する費用　　　　［１号認定子ども］※ 満３歳になった後の４月１日からの子ども・主食費・副食費ともに、施設による徴収が基本となる。・「副食費」の免除対象者　1)年収３６０万円未満相当の世帯の子ども　　　　　　　　　　　　　　　　　 2)所得階層にかかわらず、全ての世帯の第３子以降の子ども　　　　　・「副食費」の免除対象者については、市独自に「主食費」に要する経費（月額３，０００円を上限）を施設に補助しているため、結果として、保護者負担は免除となっている。　　　　　（留意事項）　・幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けＦＡＱ　2020年10月30日版）　　　　　　※　副食費に含まれるもの（№12-22）　　　　　　　　副食費は副食の食材料費であり、具体的にはおやつや牛乳、お茶代を含む。なお、調理員等の人件費、厨房設備等の減価償却費、水道光熱費は含まない。　　　　　　※　副食費の徴収額（№12-12、通知）　　 　　　　　副食費の徴収額は、それぞれの施設において、実際に給食の提供に要した材料の費用を勘案して定めることになる。この際、これまで第２号認定子どもの副食費は、公定価格において積算し、保育料の一部として保護者に月額４，５００円の負担を求めてきた経緯がある。質の担保された給食を提供する上では一定の費用を要するものであり、今後施設で徴収する額を設定するに当たっても、この月額４，５００円を目安とする。副食費を徴収するに当たっては、主食費等これまでも施設が徴収していた費用と同様に、その使途・額・理由の書面での明示、保護者への説明・同意が必要となる。　　　　　　※　特別食の提供に係る徴収（№12-13、通知）副食費の徴収額は、施設の子どもを通じて均一とする。アレルギー除去食などの特別食を提供する子どもについても、他の子どもと異なる徴収額とする必要はない。なお、特別食の提供に係る費用のうち人件費等は食材料費には当たらず、給付費の中で措置されているため、保護者に負担を求めることはできない。　　　　　　※　児童の欠席、一定期間の休園などの場合の徴収（№12-14、通知）副食費の徴収額は、月額を基本とする。ただし、土曜日に恒常的に施設を利用しない者や長期入院のような、施設があらかじめ子どもの利用しない日を把握し、配食準備に計画的に反映することが可能である場合には、徴収額の減額等の対応を行うことが考えられる。なお、月途中の退園や入園の場合には、施設型給付費や地域型保育給付費と同様に、日割り計算等の減額調整を行って差し支えない。　　　　　　　※　主食費の徴収金額（№12-44）主食費の徴収金額については、国から目安を示すものではなく、各施設において実際に主食の提供に要した材料の費用を勘案してこれまでも定めていただいているものであり、今回の無償化に伴う取扱いの変更はない。　　　　　　※　主食費と副食費の徴収方法（№12-19）保護者から食材料費を実際に徴収する際には、主食費と副食費を別々で徴収しなければいけないというものではなく、主食費と副食費をまとめて「給食費」等として徴収する形で問題ない。　　④　特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用　　⑤　①～④のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの |
| 　　※　教育・保育施設の利用において通常必要とされる経費であって、保護者に負担させることが適当と認められるものであり、例えば、文房具代・制服代、遠足代・行事参加代、給食代・食材費、通園バス代などがこれに該当する。施設の種類や子どもの認定区分によらず、各施設・事業所の判断で実施することができる。　（事業者向けＦＡＱ　第7版　平成27年3月　p72）　　 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （続）20 利用者負担額等の受領 | 5)　3) 及び 4)の費用の額の支払を受けた場合、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付していますか。 | □いる□いない |  |
| 　　※　銀行等での振込による支払を可能としている場合は振込時に発行される明細書を、保護者の指定した口座からの引き落しにより支払いを受けることとしている場合は通帳の記載等をもって領収書に代えることも可能と考えられる。あらかじめ保護者に取扱いを説明しておくとともに、希望する保護者には紙での領収書を発行することが求められる。　（事業者向けＦＡＱ　第7版　平成27年3月　p76） |
| 6)　3) 及び 4) の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支 | □いる□いない |  |
| 　払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得ていますか。ただし、4) の金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しないとされています。 |
| ※　徴収に当たっては、「上乗せ徴収」については書面による保護者の同意、「実費徴収」については保護者の同意が必要となる。 |
| 21 施設型給付費の額に係る通知等確認基準第14条 | 1)　法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該保護者に係る施設型給付費の額を通知していますか | □いる□いない |  |
| ※「法定代理受領に係る施設型給付費等の額の支給認定保護者への通知について」　（平成28年4月14日 内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）・文部科学省初等中等教育　　局幼児教育課・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課 事務連絡）　①　通知は毎月行わなければならないものではなく、１年分をまとめて通知する取扱いとすることも可能であること。　②　通知は、各施設（事業）・子どもに係る公定価格の額が明らかにならないと行うことができないものであり、年度途中に、市町村による加算の認定・変更や公定価格の引上げ等が行われることも踏まえると、１月～３月頃に当該年度分を概算で通知することや、公定価格の額が確定するのを待って次年度に通知する等の対応が考えられること。　③　通知の方法は、必ずしも、各支給認定保護者に対して個別に通知文を送付・手交しなければならないものではなく、園だより等を活用して、一括して通知を行うことも可能とされていること。　※　当該事務連絡では、記載例や様式例が示されれいる。 |
| 2)　上記 20 の 2) で、法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載 | □いる□いない□非該当 |  |
| 　した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付していますか。 |
| 22 勤務体制の確保等労働基準法等、確認基準第21条 | 1)　雇用（労働）契約の締結に際し、従業者に対し、賃金、労働時間等の労働条件を書面の交付等により明示していますか。 | □いる□いない |  |
| 2)　施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めていますか。 | □いる□いない |  |
| ※　原則として、月ごとの勤務表を作成し、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、保育従事者等の配置、管理者との兼務関係等を明確にし、職員の配置基準及び加算の算定要件が満たされていることを明らかにする必要がある。 |
| 3)　施設は、当該施設の職員によって特定教育・保育を提供していますか。 | □いる□いない |  |
| 　　ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでないとされています。 |
| ※　調理等の教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務は、第三者への委託等が可能とされている。 |
| 4)　施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。 | □いる□いない |  |
| 23 職員の健康診断 | 1)　職員（常時使用する労働者）に対する健康診断は、１年以内ごとに１回、定期的に行っていますか。 | □いる□いない |  |
| 　（労働安全衛生法第66条、労働安全衛生規則第44条）※　短時間労働者であっても、次の①②のいずれにも該当する場合は、健康診断が必要である。　　　①　期間の定めのない労働契約又は期間１年以上の有期労働契約により使用される者、契約更新により１年以上使用され、又は使用されることが予定されている者　　　②　週の労働時間数が、通常の労働者の週の労働時間数の３／４以上である者※　健康診断の実施は法で定められていることから、その実施に要した費用は、事業者が負担すべきものである。※　学校保健安全法第15条でも、学校の職員の健康診断の実施が義務付けられている。 |
| 2)　職員の健康診断に当たり、特に入園している者の食事を調理する者については、綿密な注意を払っていますか。 | □いる□いない□非該当 |  |
| ※　調理従事者等は臨時職員も含め、定期的な健康診断及び月に |
| 　１回以上の検便を受けること。検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めることとし、１０月から３月までの間には月に１回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査に努めること。　（大量調理施設衛生管理マニュアル（平成29年6月改正・厚生労働省通知）） |
| 24 秘密保持等確認基準第27条 | 1)　職員及び管理者は、正当な理由がなく、業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしていませか。 | □いる□いない |  |
| 　　職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことが | □いる□いない |  |
| 　ないよう、必要な措置を講じていますか。 |
| ※　雇用契約、誓約書又は就業規則等において、就業期間中はもとより離職後も含めた守秘義務を課すなど、職員の個人情報保護に関する措置を講じておく必要がある。※　児童虐待防止法第6条にある通告は、守秘義務違反には該当しない。 |
|  |
| 2)　小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子 | □いる□いない |  |
| 　どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該子どもの保護者の同意を得ていますか。 |
| ※　この同意は、保育の提供開始時に、教育・保育給付認定子どもの保護者から包括的に同意を得ることで足りる。 |
| 3)　「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」（個人情報保護委員会（内閣 | □いる□いない |  |
| 　府の外局として設置された行政委員会））等に基づき、利用者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。 |
| ※　個人データを含む書類の管理方法は、個人データの種類に応じて、適切な管理方法を検討し、適切な安全管理措置を講ずる必要がある。 |
| 25 非常災害対策 | 1)　消防法の規定で、従業者と乳児・幼児の合計が３０人以上の施設では、防火管理者の選任が義務付けられている。2)　防火管理者の主な責務は次のとおり。　　①消防計画の作成、消防署への届出　　②消火、通報及び避難の訓練の実施　　　・消火・避難訓練は年２回以上実施（注）し、実施する場合は、あらかじめ消防署に通報する。　　　・通報訓練の実施回数は消防法での規定はないが、年１回以上は実施するのが望ましい。　　③消防用設備等の点検及び整備　　　・６か月ごとの機器点検（外観又は簡易な操作によって確認する点検）　　　・１年ごとの総合点検（実際に設備を作動させ、総合的な機能を確認する点検）　　　・１年に１回（総合点検の実施後）、消防署への報告 |
| 注）　幼稚園については、避難及び消火に対する訓練を少なくとも毎月１回行うことは義務付けられていない。（当該施設は、児童福祉施設としての法的位置付けがなく、県の児童福祉法施行条例第１５４条第２項、埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例第６条第２項は、適用されない。） |
| 3)　施設が「浸水想定区域内」に所在し、かつ、市の地域防災計画で「要配慮者利用施設」に該当する場合、洪水時等の円滑・迅速な避難の確保を図るための「避難確保計画」の作成と市への報告、洪水時等を想定した避難訓練の実施が義務付けられている。（平成29年の水防法の改正で義務化された。）　　　・　志木市地域防災計画（平成30年3月改正版）の「資料編」に、「資料８．２　浸水想定区域内要配慮者施設一覧」が掲載されている。 |
| 26 環境衛生 | 　　学校保健安全法第6条の規定に基づき、学校環境衛生基準（施設の換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に関する事項について、児童及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準）に照らし、施設の適切な環境の維持に努めなければならない。 |
| 27 緊急時等の対応確認基準第18条 | 　　施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他 | □いる□いない |  |
| 　必要な場合は、速やかに当該子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。 |
| 28 事故発生の防止及び発生時の対応確認基準第32条 | 1)　事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。 | □いる□いない |  |
| 　　①　事故が発生した場合の対応、②に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。　　②　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。　　③　事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 |
| 2)　 教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 | □いる□いない |  |
| 　　 | ※　事故が発生した場合には、速やかに市（保育課）に報告すること。（参考）「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成29年11月10日付け内閣府子ども・子育て本部参事官等通知） |
| 3)　2)の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録していますか。 | □いる□いない |  |
| ※　事故の状況及び事故に際してとった処置の記録は、その完結の日から５年間保存しなければならない。 |
| 4)　 教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 | □いる□いない□非該当 |  |
| ※　事故等の発生による保障を円滑に行うことができるよう、賠償責任保険に加入することを可能な限り検討すること。 |
| 5)　施設が、その事業の用に供する自転車を利用している場合、その利用に係る自転車損害賠償保険等に加入していますか。 | □いる□いない□非該当 |  |
| ※　「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」の改正により、平成30年4月1日から、自転車損害保険等への加入が義務付けられている。※　業務として自転車を使用中、誤って他人にケガをさせた場合、個人の日常生活において発生した自転車事故に対応する個人賠償責任保険は対応していないため、業務上の賠償事故を補償する保険等（施設所有管理者賠償責任保険等）への加入が必要となる。 |
| 29 苦情解決確認基準第30条（続）29 苦情解決 | 1)　提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該子どもの家族（以 | □いる□いない |  |
| 　下「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 |
| 2）　1)の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録していますか。 | □いる□いない |  |
| ※　苦情の内容等の記録は、その完結の日から５年間保存しなければならない。 |
| 3)　提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めていますか。 | □いる□いない□非該当 |  |
| 4)　提供した特定教育・保育に関し、支援法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市の職員からの質問若しくは特定教育・ | □いる□いない□非該当 |  |
| 　保育の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。市からの求めがあった場合には、当該改善の内容を市に報告していますか。 |
| 30 教育・保育給付認定保護者に関する市への通知確認基準第19条 | 　　特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してそ | □いる□いない□非該当 |  |
| 　の旨を市に通知していますか。 |
| ※　市への通知に係る記録は、その完結の日から５年間保存しなければならない。 |
| 31 情報の提供等確認基準第28条 | 1)　特定教育・保育を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特 | □いる□いない |  |
| 　定教育・保育を選択することができるように、当該施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めていますか。 |
| 2)　当該特定教育・保育について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていませんか。 | □いる□いない |  |
| 32 利益供与等の禁止確認基準第29条 | 1)　利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（以下「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設若 | □いる□いない |  |
| 　しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 |
| 2)　利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族 | □いる□いない |  |
| 　を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していませんか。 |
| 33 会計の区分確認基準第33条 | 　　特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分していますか。 | □いる□いない |  |
| 34 記録の整備確認基準第34条 | 1)　職員、設備及び会計に関する諸記録（職員、財産、収支及び入園している者の処遇の状況を明らかにする帳簿）を整備して | □いる□いない |  |
| 　いますか。 |
| 2)　教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保 | □いる□いない |  |
| 　存していますか。　　①特定教育・保育の提供に当たっての計画　　②特定教育・保育の提供の記録　　③「30 教育・保育認定保護者に関する市への通知」に規定する市への通知に係る記録　　④「29 苦情解決」に規定する苦情の内容等の記録　　⑤「28 事故発生の防止及び発生時の対応」に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置について　　　の記録 |

|  |
| --- |
| 第５　施設型給付費 |
| 1 基本的事項費用通知2(1)(2)4(1)(2)(3) | 1)　費用の額は、平成２７年内閣府告示第４９号（以下「告示」という。）の別表第２の幼稚園（教育標準時間認定）の区分により算定していますか。 | □いる□いない |  |
| 2)　月途中で利用を開始又は利用を終了した子どもに係る公定価格は、次のとおり日割りにより算定していますか。 | □いる□いない |  |
| 　【月途中で利用を開始した子どもに係る公定価格の算定方法】　　　告示により算定された各月の公定価格　　　　× その月の月途中の利用開始日からの開所日数（**※１**） ÷ 日数（**※２**）　【月途中で利用を終了した子どもに係る公定価格の算定方法】　　　告示により算定された各月の公定価格　　　　× その月の月途中の利用終了日の前日までの開所日数（**※１**） ÷ 日数（**※２**）　　**※１**：特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が定める特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行う日をいい、（※２）の「日数」を超える場合は「日数」とする。　　**※２**：教育標準時間認定子ども又は幼稚園から特別利用教育の提供を受ける保育認定子どもの場合 ２０日　　　　　上記以外の子ども場合 ２５日　　注）上記により算定して得た額に１０円未満の端数がある場合は切り捨てる。 |
| （公定価格ＦＡＱ　Ver.17　令和3年2月10日　№135）※（各月（３月）初日の利用子どもの単価に加算する事項がいくつかあるが、月途中での入退所がある場合の日割り計算はどのようにするのか。）　　「各月初日の利用子どもの単価に加算」及び「３月初日の利用子どもの単価に加算」するとされている加算については、日割り計算の対象から外れる。このような加算は、あくまで、各月（３月）初日に利用している子どもの単価に全額加算され、仮に月の途中に退所しても日割りは行わない。逆に、各月（３月）初日に利用していない月の途中に入所した子どもの単価には加算されない。 |
| 3)　月途中で認定区分が変更した子どもに係る公定価格は、次のとおり算定していますか。 | □いる□いない |  |
| 　・　保護者の就労状況等の変化により、認定区分が変更した場合については、変更した日の属する月の翌月（月初日に変更となった場合はその月）から適用する公定価格を変更すること。　・　なお、当該取扱は、認定区分の変更前後において、同一の施設・事業所を利用する場合に限るものであり、認定区分の変更と併せて利用する施設・事業所が異なる場合については、変更前後の施設・事業所において、それぞれ上記 2) により算定すること。 |
| 4)　費用通知の別紙に規定している「充足すべき職員数」については、次のとおり算定方法していますか。 | □はい□いいえ |  |
| 　①基本分単価において充足すべき職員と各加算について　　　　３歳児配置改善加算、満３歳児対応加配加算、講師配置加算、チーム保育加配加算、主幹教諭等（主任保育士）専任加算、指導充実加配加算、チーム保育推進加算、学級編制調整加配加算、療育支援加算及び障害児保育加算の認定に当たっては、基本分単価において充足すべき年齢別配置基準職員数及び年齢別配置基準職員を補完する職員数を満たした上で、それぞれの加算において求める職員数を充足すること。また、事務職員雇上費加算、事務職員配置加算及び事務負担対応加配加算の認定に当たっては、基本分単価において充足すべき事務職員及び非常勤事務職員（注）を満たした上で、それぞれの加算において求める事務職員及び非常勤事務職員を充足すること。　　　　また、施設・事業所において地域子ども・子育て支援事業等を実施している場合は、それらの事業等において求められる職員の配置を含めて充足状況を確認すること。　　　　（注）園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。　②各加算の適用順位について　　　　各加算の適用に優先順位はなく、各園の実情に応じて必要な加算を選択できること。　③常勤以外の職員配置について　　　　常勤以外の職員を配置する場合については、下記の算式によって得た数値により充足状況を確認すること。なお、学級担任は原則常勤専任であることに留意すること。　　　　（算式）　　　　　　　　　　　　 常勤以外の職員の１か月の勤務時間数の合計　　　　　　　　　　　　 ────────────────────────────────　＝　常勤換算値　　　　　　　各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の１か月の勤務時間数　　　 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 2 地域区分等 | 　　地域区分等は、次のとおり適用していますか。　**・地域区分**：　利用する施設が所在する市町村ごとに定められ | □はい□いいえ |  |
| 　　　　　　 た告示別表第１による区分を適用する。[志木市：１５／１００地域]　**・定員区分**：　利用する施設の教育標準時間認定子どもに係る利用定員の総和に応じた区分を適用する。　**・認定区分**：　利用子どもの認定区分に応じた区分を適用する。　**・年齢区分**：　利用子どもの満年齢に応じた区分を適用する。　　　※　年齢区分が年度の初日の前日における満年齢に基づき区分した場合に、年齢区分が異なる場合は、適用される年齢区分における基本分単価、処遇改善等加算Ⅰ、３歳児配置改善加算の単価について、それぞれの「月額調整」欄に定める額に置き替えて適用する。 |
| （公定価格ＦＡＱ　Ver.17　令和3年2月10日　№13）※　他の市町村の子どもが利用する場合も、地域区分は施設の所在地の区分が適用される。　　また、給付費・委託費の請求は、利用者の居住地の市町村に対して行うことになる。　　なお、利用者負担額は利用者の居住地市町村が設定する金額となる。 |
| 3 基本分単価 | 1)　基本分単価は、地域区分、定員区分、認定区分、年齢区分、保育必要量区分（以下「地域区分等」という。）に応じて定め | □はい□いいえ |  |
| 　られた額としていますか。 |
| 2)　基本分単価に含まれる職員構成を充足することについては、p4の「1 園長」、「2 公定価格上の配置基準」で点検してください。　 |
| （基本加算部分） |
| 4 処遇改善等加算Ⅰ［加算認定］申請に基づき県が認定（市を経由）※当該加算額に係る使途等については、p43を参照 | 1)　処遇改善等加算Ⅰを算定している場合、加算率は次の区分表のとおりとなっていますか。 | □はい□いいえ□非該当 |  |
| 　　加算率は、職員１人当たりの平均経験年数の区分に応じ、「基礎分」の割合に、「賃金改善要件分」の割合（キャリアパス要件に適合しない場合は、当該割合から「キャリアパス要件分」の割合を減じた割合。賃金改善要件に適合しない場合は、０％。）を加えて得た割合とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 職員１人当たりの平均経験年数 | 加算率 |
|  |  |
| 基礎分 | 賃金改善要件分 | うちキャリアパス要件分 |
| 　　11年以上 | 　　　１２％ | 　　　７％ | 　　　　２％ |
| 　　10年以上　11年未満 | 　　　１２％ | 　　　６％ |
| 　　 9年以上　10年未満 | 　　　１１％ |
| 　　 8年以上　 9年未満 | 　　　１０％ |
| 　　 7年以上　 8年未満 | 　　　　９％ |
| 　　 6年以上　 7年未満 | 　　　　８％ |
| 　　 5年以上　 6年未満 | 　　　　７％ |
| 　　 4年以上　 5年未満 | 　　　　６％ |
| 　　 3年以上　 4年未満 | 　　　　５％ |
| 　　 2年以上　 3年未満 | 　　　　４％ |
| 　　 1年以上　 2年未満 | 　　　　３％ |
| 　　 1年未満 | 　　　　２％ |

　【職員１人当たりの平均経験年数】※　その職種にかかわらず、当該施設・事業所に勤務する全ての常勤職員（注１）について、当該施設・事業所又は他の施設・事業所（注２に掲げるものに限る。）における勤続年月数を通算した年月数を合算した総年月数を当該職員の総数で除して得た年数（６月以上の端数は１年とし、６月未満の端数は切り捨てとする。）とする。なお、勤続年月数の確認に当たっては、施設・事業所による職歴証明書のほか、年金加入記録等から推認する取扱いも可能である。（注１）　嘱託職員等の非常勤職員を除く。ただし、常勤職員以外の者であっても、１日６時間以上かつ月２０日以上勤務している者は、これを常勤とみなして含める。（注２）　①子ども･子育て支援法第7条第4項に定める教育･保育施設、同条第5項に定める地域型保育事業を行う事業所及び第30条第1項第4号に定める特例保育を行う施設・事業所　　　　　②学校教育法第1条に定める学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）及び同法第124条に定める専修学校③社会福祉法第2条に定める社会福祉事業（第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業）を行う施設・事業所　　　　　④児福法第12条の4に定める施設（児童相談所に設置された一時保護所） |
| （続）4 処遇改善等加算Ⅰ（続）4 処遇改善等加算Ⅰ | 　　　　　⑤認可外保育施設（児福法第59条第1項に定める施設）で、以下に掲げるもの・地方公共団体における単独保育施策による施設・認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書を交付された施設・企業主導型保育施設・幼稚園に併設された施設・上記以外の認可外保育施設が①の施設・事業所に移行した場合における移行前の認可外保育施設　　　　　⑥医療法に定める病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所（保健師、看護師又は准看護師に限る。）※　「職員1人当たりの平均経験年数」の算定は、加算当年度の４月１日（当該年度の途中において支援法による確認を受けた施設・事業所にあっては、支援法による確認を受けた日）時点で行うこと。 |
| 【賃金改善要件】　（2-1、2-2は、該当する場合に点検してください。） |
| 2-1)　加算の適用を受けようとする年度において実施する賃金の改善に関する計画が次に掲げる要件を満たし、かつ、その具体的な内容を職員に周知していますか。 | □はい□いいえ |  |
| ※　**加算当年度の前年度に処遇改善等加算Ⅰの適用を受けている施設は、別紙様式11「賃金改善に係る誓約書」を県知事又は市長に対して提出するとともに、職員に対しても周知している場合は、別紙様式５「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅰ）」の作成及び提出は不要となる。**また、市が管轄する施設・事業所であって、加算Ⅲの申請を行うものは、別紙様式５の添付資料として、別紙様式９「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅲ）」の写しを添付する。①　加算の適用を受けようとする年度（加算当年度）における次のⅰ、ⅱに掲げる事由（以下「加算Ⅰ新規事由」という。）に応じ、賃金改善実施期間（注１）において、賃金改善等見込総額（注２）が特定加算見込額（注３）※を下回っていないこと。加算Ⅰ新規事由がない場合には、賃金見込総額（加算Ⅱの加算要件に定める加算Ⅱ新規事由による賃金の改善見込額及び加算の適用を受けようとする年度の前年度（加算前年度）に係る加算残額の支払を除く。）が加算前年度の賃金水準※に加算当年度の公定価格における人件費の改定分を加えた額を下回っていないこと。ⅰ　加算前年度に加算Ⅰの賃金改善要件分の適用を受けており、加算当年度に適用を受けようとする賃金改善要件分に係る加算率が公定価格の改定やキャリアパス要件の充足等により加算前年度に比して増加する場合（加算率の増加のない施設・事業所において、加算率の増加のある他の施設・事業所に係る特定加算見込額の一部を受け入れる場合を含む。）ⅱ　新たに加算Ⅰの賃金改善要件分の適用を受けようとする場合※　施設・事業所間で加算の一部の配分を調整する場合には、それぞれ、その受入（拠出）見込額が基準年度の受入（拠出）実績額を上回る（下回る）ときはその差額を、初めて受入（拠出）をするときは受入（拠出）見込額の全額を加える（減じる）こと。　　（注１）賃金改善実施期間加算当年度の４月から翌年３月まで（当該年度の途中において支援法による確認を受けた施設・事業所については、支援法による確認を受けた月から直近の３月まで）　　（注２）賃金改善等見込総額　「賃金改善見込総額（Ａ）」＋「事業主負担増加見込総額（Ｂ）」（千円未満の端数は切り捨て）　　　　　　（Ａ）賃金改善見込総額 ＝ 各職員について「賃金改善見込額」を合算して得た額　　　　　　（Ｂ）事業主負担増加見込総額 ＝ 各職員について、「賃金改善見込額」に応じて増加することが見込まれる法定福利費等の事業主負担分の額を合算して得た額・　次の＜算式＞により算定することを標準とする。　　＜算式＞　　「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額」×「加算当年度の賃金改善見込額」　　　　　　　　・　「賃金改善見込額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における見込賃金（加算Ⅱ新規事由及びの加算要件及び加算Ⅲ新規事由による賃金の改善見込額並びに加算前年度に係る加算残額の支払を除く。）のうち、その水準が「起点賃金水準」を超えると認められる部分に相当する額をいう。　　　　　　　・　「起点賃金水準」とは、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準年度の賃金水準※１（当該年度に係る加算残額を含む。）に、基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分※２を合算した水準をいう。　　　　　　　　ａ　上記ⅰの場合又は私学助成を受けていた幼稚園が初めて加算Ⅰの賃金改善要件分の適用を受ける場合⇒　加算前年度の賃金水準。ただし、これにより難い特別の事情があると認められる場合には、加算当年度の３年前の年度（令和２年度にあっては、ｂ－２に定める基準年度とすることも認める。）とすることができる。　　　　　　　　ｂ　上記ⅱの場合（私学助成を受けていた幼稚園が初めて加算Ⅰの賃金改善要件分の適用を受ける場合を除く。） ⇒　次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準年度。 |
| （続）4 処遇改善等加算Ⅰ | ｂ－１　加算前年度に加算Ⅰの賃金改善要件分の適用を受けておらず、それ以前に適用を受けたことがある場合　⇒　加算Ⅰの適用を受けた直近の年度ｂ－２　加算当年度に初めて加算Ⅰの賃金改善要件分の適用を受けようとする場合 ⇒　支援法による確認の効力が発生する年度の前年度（平成26年度以前に運営を開始した保育所にあっては、平成24年度。）。※１　当該年度に施設・事業所がない場合は、地域又は同一の設置者・事業者における当該年度の賃金水準との均衡が図られていると認められる賃金水準。　　　　　　　　※２　「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」の額は、利用子どもの認定区分及び年齢区分ごとに、次の＜算式１＞により算定した額を合算して得た額から＜算式２＞を標準として算定した法定福利費等の事業主負担分を控除した額とする。＜算式１＞「加算当年度の加算Ⅰの単価の合計額」×｛「基準翌年度から加算当年度までの人件費の改定分に係る改定率」×１００｝×「見込平均利用子ども数」×「賃金改善実施期間の月数」×**０．９（調整率）**＜算式２＞「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額及び法定福利費等の事業主負担分の総額の合計額」×「＜算式１＞により算定した金額」　　　　　　　　**※３　（加算Ⅰ新規事由ありの場合）****・公定価格 FAQ の No.221 を踏まえ、令和５年度の賃金改善等実績額が特定加算額を超えている場合は、次の＜算式１＞又は＜算式２＞を上限に、当該超えている額を控除することができる。****（加算Ⅰ新規事由なしの場合）****・公定価格FAQのNo.221を踏まえ、令和５年度の支払賃金総額が起点賃金水準を超えている場合は、次の＜算式１＞又は＜算式２＞を上限に、当該超えている額を控除することができる。****＜算式１＞「令和５年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額）」×****「令和５年度の算定に用いた人件費の改定分に係る改定率」÷****「令和５年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」× 0.1****＜算式２＞｛「令和５年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額）」×****「令和５年度の算定に用いた人件費の改定分に係る改定率」÷****「令和５年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」｝－****「令和５年度の改定による影響額」****※４**ｂ－１の場合は、基準年度における加算Ⅰの賃金改善要件分による賃金改善額を控除すること。　　（注３）特定加算見込額　　　　　　賃金改善実施期間における加算見込額のうち加算Ⅰ新規事由に係る額として、利用子どもの認定区分及び年齢区分ごとに、次の＜算式＞により算定した額を合算して得た額（千円未満の端数は切り捨て）　　　　　＜算式＞「加算当年度の加算Ⅰの単価の合計額」×｛「加算Ⅰ新規事由に係る加算率（Ａ）」×100｝×「見込平均利用子ども数（Ｂ）」×「賃金改善実施期間の月数」　　　　　　（Ａ）加算Ⅰ新規事由に係る加算率　　　　　　　　ａ　上記ⅰの場合賃金改善要件分に係る加算率について加算当年度の割合から基準年度の割合を減じて得た割合※　例えば、賃金改善要件分を加算当年度から加算前年度に比して１％引き上げる公定価格の改定が行われた場合は0.01、キャリアパス要件を新たに充足した場合は0.02、両事例に該当する場合はその合算値の0.03となる。　　　　　　　　ｂ　上記ⅱの場合適用を受けようとする賃金改善要件分に係る加算率　　　　　　（Ｂ）見込平均利用子ども数加算当年度内の賃金改善実施期間における各月初日の利用子ども数（広域利用子ども数を含む。以下同じ。）の見込数の総数を賃金改善実施期間の月数で除して得た数をいう。利用子ども数の見込数については、過去の実績等を勘案し、実態に沿ったものとすること。　　（注）特定の年度における「賃金水準」加算当年度の職員について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が加算当年度と同等の条件の下で、当該特定の年度に適用されていた賃金の算定方法により算定される賃金の水準をいう。したがって、例えば、基準年度からから継続して勤務する職員に係る水準は、単に基準年度に支払った賃金を指すものではなく、短時間勤務から常勤への変更、補助者から保育士への変更、勤続年数の伸び、役職の昇格、職務分担の増加（重点的に改善していた職員の退職に伴うものなど）等を考慮し、加算当年度における条件と同等の条件の下で算定されたものとする必要がある。 |
| （続）4 処遇改善等加算Ⅰ | （実績報告に係る要件）2-2)　加算当年度の終了時において、実施した賃金の改善が次に掲げる①の要件を満たし、別紙様式６｢賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅰ）｣を市長に対して提出していますか。 | □はい□いいえ |  |
| ①　加算Ⅰ新規事由に応じ、賃金改善実施期間において、賃金改善等実績総額（注1）が特定加算実績額（注２）※を下回っていないこと。また、賃金改善等実績総額が特定加算実績額を下回った場合には、生じた加算残額の全額を当該翌年度に速やかに職員の賃金（法定福利費等の事業主負担分を含む。）として支払うこと。　　加算Ⅰ新規事由がない場合には、賃金改善実施期間において、支払賃金総額が起点賃金水準を下回っていないこと。また、支払賃金総額が起点賃金水準を下回った場合には、生じた加算残額の全額を当該翌年度に速やかに職員の賃金（法定福利費等の事業主負担分を含む。）として支払うこと。※　施設・事業所間で加算の一部の配分を調整した場合には、それぞれ、受入（拠出）実績額が基準年度の受入（拠出）実績額を上回ったときはその差額を、初めて受入（拠出）をしたときは受入（拠出）実績額の全額を加える（減じる）こと。　　（注１）賃金改善等実績総額　「賃金改善実績総額（Ａ）」＋「事業主負担増加相当総額（Ｂ）」（千円未満の端数は切り捨て）　　　　　　（Ａ）賃金改善実績総額 ＝ 各職員について「賃金改善実績額」を合算して得た額　　　　　　　・　「賃金改善実績額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における支払賃金（加算Ⅱの加算要件に定める加算Ⅱ新規事由による賃金の改善額及び加算前年度に係る加算残額の支払を除く。）のうち、その水準が「起点賃金水準」（加算当年度に増額改定があった場合には、当該増額改定分※を加えて得た賃金水準）を超えると認められる部分に相当する額をいう。※　各職員の増額改定分の合算額は、次の＜算式＞により算定した額以上となっていることを要する。＜算式＞「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額）」×「増額改定に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」の改定分に係る改定率」×「見込平均利用子ども数」×「賃金改善実施期間の月数」　　　　　　（Ｂ）事業主負担増加相当総額 ＝ 各職員について、「賃金改善実績額」に応じて増加した法定福利費等の事業主負担分に相当する額を合算して得た額・　次の＜算式＞により算定することを標準とする。＜算式＞　「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額」×「加算当年度の賃金改善実績額」　　　※ 　増額改定があった場合の、各職員の増額改定分の合算額（法定福利費等の事業主負担分の増額分を含む。）は、次の＜算式１＞により算定した額以上となっていることを要する。＜算式１＞「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額）」×「増額改定に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」× **0.9 （調整率）**また、国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の減額改定（以下「減額改定」という。）があった場合の、各職員の減額改定分の合算額（法定福利費等の事業主負担分の減額分を含む。）は、以下の＜算式２＞により算定した額を超えない減額となっていることを要する。＜算式２＞「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額（減額改定を反映させた額）」×「減額改定に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」× **0.9 （調整率）**　　（注２）特定加算実績額　　　　　　賃金改善実施期間における加算実績額のうち加算Ⅰ新規事由に係る額（加算当年度に増額改定があった場合には、当該増額改定における加算Ⅰの単価増に伴う増加額を含む。）として次の＜算式＞により算定した額（千円未満の端数は切り捨て）　　　　　＜算式＞「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額（単価増分を含む。）」×「加算Ⅰ新規事由に係る加算率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」　　　**※　（加算Ⅰ新規事由ありの場合）****・　公定価格 FAQ の No.221 を踏まえ、令和５年度の賃金改善等実績額が特定加算額を超えている場合は、次の＜算式１＞又は＜算式２＞を上限に、当該超えている額を控除することができる。****（加算Ⅰ新規事由なしの場合）****・　公定価格FAQのNo.221を踏まえ、令和５年度の支払賃金総額が起点賃金水準を超えている場合は、次の＜算式１＞又は＜算式２＞を上限に、当該超えている額を控除することができる。****＜算式１＞****「令和５年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額）」×****「令和５年度の算定に用いた人件費の改定分に係る改定率」÷****「令和５年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」×0.1****＜算式２＞****｛「令和５年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額）」×****「令和５年度の算定に用いた人件費の改定分に係る改定率」÷****「令和５年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」｝－****「令和５年度の改定による影響額」**　②　賃金改善等実績総額が特定加算実績額を下回った場合（加算Ⅰ新規事由がない場合には、支払賃金総額が加算前年度の賃金水準を下回った場合）には、生じた加算残額の全額を当該翌年度にすみやかに職員に対して支払うこと。 |
|  | 【キャリアパス要件】　（3-1、3-2、3-3は、該当する場合に点検してください。）※　3-1、3-2のいずれにも適合すること又は3-3で加算Ⅱの適用を受けていることが必要となります。　　　　　 |
| 3-1)　次の①及び②の要件の全てに適合し、それらの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての職員に周知していますか。 | □はい□いいえ |  |
|  | ①　職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件（職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。②　①に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）を定めていること。 |
| （続）4 処遇改善等加算Ⅰ | 3-2)　職員の職務内容等を踏まえ、職員と意見を交換しながら、資質向上の目標並びに次の①及び②に掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修（通常業務中に行うものを除き、 | □はい□いいえ |  |
| 教育に係る長期休業期間に行うものを含む。）の実施又は研修の機会を確保し、それを全ての職員に周知していますか。①　資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、職員の能力評価を行うこと。②　幼稚園教諭免許状・保育士資格等を取得しようとする者がいる場合は、資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。 |
| 3-3)　 加算Ⅱの適用を受けていますか。 | □はい□いいえ |  |
| 4)　加算額は次のとおり算定していますか。地域区分等に応じた単価×上記 1)で認定された加算率×100 | □はい□いいえ |  |
| ※加算当年度を通じて同じ加算率の値を適用するとともに、実際の各月の利用子ども数により算定する。 |
| （公定価格ＦＡＱ　Ver.17　令和3年2月10日　№125、126、127、134、166）※（加算見込額の算定に当たって公定価格上の加減調整部分の取扱い）　　加算見込額の算式における「処遇改善等加算の単価の合計額」の算定に当たっては、実際の加算額と極力近しい値となるよう見込む必要がある。　　したがって、「土曜日に閉所する場合」など、処遇改善等加算に関連する各調整部分についても、加算見込額の正確性を高めるために、調整部分のうち処遇改善等加算部分を算出し、以下の算式で導かれる値を加算見込額から減算することになる　【「土曜日に閉所する場合」の加算見込額算定上の算式】　 ｛（⑦処遇改善等加算＋⑧３歳児配置改善加算のうち処遇改善等加算部分＋⑩夜間保育加算のうち処遇改善等加算部分）×賃金改善要件分の加算率÷処遇改善加算の加算率｝× ○/100 　（※○/100は、各定員区分によって決定）※（各月初日の利用子ども数で除して単価を算出するような加算の場合、処遇改善等加算の合計値を出す場合の単価に係る端数処理）　　費用の額の算定に関する基準第14条の定める端数計算の取扱いに準じ、単価が10円以上であった場合は、10円未満を切り捨て、10円未満であった場合は、小数点第1位を切り捨てすることとする。※（平均経験年数の算定に当たり、職員の勤続年数の確認はどのような書類で行うべきか）　　職員の勤続年数の確認に必要な書類について、国として一律の証明書を求めるものではない。職歴証明書、雇用保険加入履歴や年金加入記録など、加算認定申請書に記載された職歴が把握・推認される資料等によって算定することが考えられる。　　記載事項としては、事業所名、職種（保育士、調理員等）、雇用形態（常勤、非常勤等）、勤務時間、雇用期間など、（通知で示した対象となる施設・事業所での勤続年数の）内容が確認できるような項目が考えられる。※（平均経験年数の算定に当たり、派遣労働者や育児休業・産前産後休業を取得している職員は算定対象になるのか）　　派遣労働者については、１日６時間以上かつ月２０日以上勤務するのであれば、算定対象となる。　　育児休業・産前産後休業を取得している職員については、当該休業期間の有給・無給を問わず、算定対象となる。また、当該職員本人が算定対象となるため、育休等取得者の代替職員は算定対象とならない。※（処遇改善等加算Ⅰの新規事由はどういう場合に該当するのか）　　「加算新規事由がある」とは、加算額が増加することを意味するものではなく、施設・事業所に適用される「賃金改善要件分」自体が制度的に拡充される（＝加算率が引き上がる）ことを意味し、新たに賃金改善要件分を適用する場合を含め、次の①～④が該当する。①　賃金改善要件分に係る加算率が公定価格の改定により増加する場合②　キャリアパス要件を新たに満たした場合（「賃金改善要件分からの２％減」が解除）③　平均勤続年数の増加（加算前年度：１０年以下→加算当年度：１１年以上）により、賃金改善要件分の加算率が増加（６％→７％）する場合④　加算当年度から新たに加算Ⅰの賃金改善要件分の適用を受ける場合（加算前年度に加算Ⅰの賃金改善要件分の適用を受けていないが、それ以前に適用を受けたことがある場合も含む）また、加算率の増加のない施設・事業所において、他の施設・事業所の特定加算見込額の一部を受け入れる場合についても、新規事由に該当する。なお、以下の場合は、新規事由には該当しない。・利用児童の増加により加算Ⅰの加算額が増加する場合・加算Ⅰ以外の加算（例：３歳児配置改善加算）の新規取得等により加算Ⅰの加算額が増加する場合・「基礎分」の加算率が増加する場合 |
| 5 副園長・教頭配置加算［１号認定のみ］［加算認定］申請に基づき市が認定 | 1)　 副園長・教頭配置加算を算定している場合、以下の加算の要件に適合していますか。 | □はい□いいえ□非該当 |  |
| 　　園長以外の教員として、次の要件を満たす副園長又は教頭を配置していること（配置人数にかかわらず同額）。①　学校教育法第27条に規定する副園長又は教頭の職務をつかさどっていること。学級担任など教育・保育への従事状況は問わない。②　学校教育法施行規則第23条において準用する第20条から第22条までに該当するものとして発令を受けていること。幼稚園教諭免許状を有さない場合も含む。③　当該施設に常時勤務する者であること。④　園長が専任でない施設において、幼稚園設置基準第５条第３項（専任でない園長を置く幼稚園にあつては、第１項、第２項の規定により置く主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師のほか、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師を一人置くことを原則とする。）に規定する教員に該当しないこと。 |
| 　※　要件に適合しなくなった場合には、要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用がない。 |
| 2)　加算額は、次のとおり算定していますか。　　地域区分等に応じた単価 | □はい□いいえ |  |
| 　　＋（当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価×認定された加算率×100） |
| 6 ３歳児配置改善加算［加算認定］申請に基づき市が認定 | 1)　３歳児配置改善加算を算定している場合、以下の加算の要件に適合していますか。 | □はい□いいえ□非該当 |  |
| 　　基本分単価における必要教員（教諭等）の年齢別配置基準（p4 ②教員（教諭等） のⅰ）のうち、３歳児及び満３歳児に係る教員配置基準を３歳児及び満３歳児１５人につき１人により実施すること。**なお、３歳児の実人数が15人を下回る場合であっても、以下の算式による配置基準上教員数を満たす場合は、加算が適用される。**　　　＜算式＞　　　　　｛４歳以上児数× １／３０（小数点第１位まで計算（小数点第２位以下切り捨て））｝＋｛３歳児及び満３歳児数× １／１５（同）｝　　　　 ＝ 配置基準上教員数（小数点以下四捨五入） |
| 　※　要件に適合しなくなった場合には、要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用がない。 |
| 2)　加算額は、次のとおり算定していますか。　　地域区分等に応じた単価 | □はい□いいえ |  |
| 　　＋（当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価×認定された加算率×100） |
| **7 ４歳以上児配置改善加算****［加算認定］****申請に基づき市が認定** | **1）当該施設等（チーム保育加配加算又はチーム保育推進加算を算定している施設等を除く。）において、４歳以上児２５人に** | **□はい****□いいえ** |  |
| **つき、教員、保育士等を一人配置する場合に加算していますか。** |
| **（１）加算の要件****基本分単価における必要教員（教諭等）の年齢別配置基準（p4 ②教員（教諭等） のⅰ）のうち、４歳以上児に係る教員配置基準を４歳以上児 25 人につき１人により実施する施設（チーム保育加配加算を算定している施設は除く。）に加算する。なお、４歳以上児が 25 人を下回る場合であっても、以下の算式による配置基準上教員数を満たす場合は、加算が適用される。****＜算式＞****｛４歳以上児数×1/25（小数点第１位まで計算（小数点第２位以下切り捨て））｝****（２）加算の認定****（ア）加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用開始年月、利用子ども数（見込）、施設全体の常勤換算人数による配置教員数及び職員体制図等）を徴して確認すること。****（イ）市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、（１）の要件に適合しなくなった場合には、（１）の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に（１）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとすること。****（３）加算額の算定****加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に１の（２）で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。****（年度の初日の前日における年齢が満３歳の子どもを除く）。＋｛３歳児及び満3歳児数×1/20（同）｝＝配置基準上教員数（小数点以下四捨五入）** |
| 「４歳以上児配置改善加算」と他の年齢別の配置改善加算との適用の整理について | **「４歳以上児配置改善加算」と他の年齢別の配置改善加算との適用の整理について****４歳以上児配置改善加算及び３歳児配置改善加算、満３歳児対応加配加算の適用については、以下の A～H の算式により算出された職員数を満たしているか確認することにより、A～Hの組み合わせに応じた加算が適用される。****ただし、チーム保育加配加算を算定している施設は、４歳以上児配置改善加算は適用しない。また、チーム保育加配加算は、３歳児配置改善加算、満３歳児対応加配加算と併給する場合であっても配置基準上教員数とは別に必要教員数を算出する。****A：4 歳以上児配置改善加算、3 歳児配置改善加算、満 3 歳児対応加配加算****B：4 歳以上児配置改善加算、3 歳児配置改善加算****C：4 歳以上児配置改善加算、満 3 歳児対応加配加算****D：4 歳以上児配置改善加算****E：3 歳児配置改善加算、満 3 歳児対応加配加算****F：3 歳児配置改善加****G：満 3 歳児対応加配加算****H：いずれも対象外****＜算式 A＞****｛４歳以上児数×1/25（小数点第１位まで計算（小数点第２位以下切り捨て））｝ ＋****｛３歳児数満３歳児を除く）×1/15（同）｝＋｛満３歳児数×1/6 （同）｝****＝配置基準上教員数（小数点以下四捨五入）****＜算式Ｂ＞****｛４歳以上児数×1/25（小数点第１位まで計算（小数点第２位以下切り捨て））｝ ＋****｛３歳児数×1/15（同）｝＝配置基準上教員数（小数点以下四捨五入）****＜算式Ｃ＞****｛４歳以上児数×1/25（小数点第１位まで計算（小数点第２位以下切り捨て））｝ ＋****｛３歳児数（満３歳児を除く）×1/20（同）｝＋｛満３歳児数×1/6 （同）｝＝****配置基準上教員数（小数点以下四捨五入）****＜算式Ｄ＞****｛４歳以上児数×1/25（小数点第１位まで計算（小数点第２位以下切り捨て））｝ ＋****｛３歳児数×1/20（同）＝配置基準上教員数（小数点以下四捨五入）****＜算式 E＞****｛４歳以上児数×1/30（小数点第１位まで計算（小数点第２位以下切り捨て））｝ ＋****｛３歳児数（満３歳児を除く）×1/15（同）｝＋｛満３歳児数×1/6 （同）｝＝配置基準上教員数（小数点****以下四捨五入）****＜算式 F＞****｛４歳以上児数×1/30（小数点第１位まで計算（小数点第２位以下切り捨て））｝ ＋****｛３歳児数×1/15（同）＝配置基準上教員数（小数点以下四捨五入）****＜算式 G＞****｛４歳以上児数×1/30（小数点第１位まで計算（小数点第２位以下切り捨て））｝ ＋****｛３歳児数（満３歳児を除く）×1/20（同）｝＋｛満３歳児数×1/6 （同）｝＝****配置基準上教員数（小数点以下四捨五入）****＜算式 H＞****｛４歳以上児数×1/30（小数点第１位まで計算（小数点第２位以下切り捨て））｝ ＋｛３歳児数×1/20（同）｝＝配置基準上教員数（小数点以下四捨五入）** |
| **8** 満３歳児対応加配加算［１号認定のみ］［加算認定］申請に基づき市が認定 | 1)　満３歳児対応加配加算を算定している場合、以下の加算の要件に適合していますか。 | □はい□いいえ□非該当 |  |
| 【３歳児配置改善加算の適用がない場合】　基本分単価における必要教員（教諭等）の年齢別配置基準（p4 ②教員（教諭等） のⅰ）のうち、満３歳児に係る教員配置基準を満３歳児６人につき１人（満３歳児を除いた３歳児は２０人につき１人）により実施すること。**なお、満３歳児の実人数が６人を下回る場合であっても、以下の算式による配置基準上教員数を満たす場合は、加算が適用される。**　　　＜算式＞　　　　　｛４歳以上児数× １／３０（小数点第１位まで計算（小数点第２位以下切り捨て））｝＋｛３歳児数（満３歳児を除く）× １／２０（同）｝＋｛満３歳児× １／６（同）｝　　　　 ＝ 配置基準上保育教諭等数（小数点以下四捨五入）　【３歳児配置改善加算の適用がある場合】　　基本分単価における必要教員（教諭等）の年齢別配置基準（p4 ②教員（教諭等） のⅰ）のうち、満３歳児に係る教員配置基準を満３歳児６人につき１人（満３歳児を除いた３歳児は１５人につき１人）により実施すること。**なお、満３歳児の実人数が６人を下回る場合であっても、以下の算式による配置基準上教員数を満たす場合は、加算が適用される。**　　　＜算式＞　　　　　｛４歳以上児数× １／３０（小数点第１位まで計算（小数点第２位以下切り捨て））｝＋｛３歳児数（満３歳児を除く）× １／１５（同）｝＋｛満３歳児× １／６（同）｝　　　　 ＝ 配置基準上保育教諭等数（小数点以下四捨五入） |
| 　※　要件に適合しなくなった場合には、要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用がない。 |
|  | 2)　加算額は、次のとおり算定していますか。　　地域区分等に応じた単価 | □はい□いいえ |  |
| 　　＋（当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価×認定された加算率×100） |
| **9** 講師配置加算［加算認定］申請に基づき市が認定 | 1)　講師配置加算を算定している場合、以下の加算の要件に適合していますか。　  | □はい□いいえ□非該当 |  |
| 　　基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要教員数」を超えて、非常勤講師（幼稚園教諭免許状を有し、教諭等の発令を受けている者）を配置する利用定員が３５人以下又は１２１人以上の施設であること。 |
| 　※　要件に適合しなくなった場合には、要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用がない。 |
| 2)　加算額は、次のとおり算定していますか。　　地域区分等に応じた単価 | □はい□いいえ |  |
| 　　＋（当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価×認定された加算率×100） |
| **10** チーム保育加配加算［加算認定］申請に基づき市が認定 | 1)　チーム保育加配加算を算定している場合、以下の加算の要件に適合していますか。 | □はい□いいえ□非該当 |  |
| 　　基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要教員数」を超えて、教員（幼稚園教諭の免許状を有するが教諭等の発令を受けていない教育補助者を含む。）を配置する施設において、副担任等の学級担任以外の教員を配置する、少人数の学級編制を行うなど、低年齢児を中心として小集団化したグループ教育を実施すること。なお、本加算の算定上の「加配人数」は、教育標準時間認定子どもに係る利用定員の区分ごとの上限人数（注１）の範囲内で、「必要教員数」を超えて配置する教員数（注２）とする。（注１）　教育標準時間認定子どもに係る利用定員の区分ごとの上限人数45人以下：１人、46人以上150人以下：２人、151人以上240人以下：３人、241人以上270人以下：３．５人、271人以上300人以下：５人、301人以上450人以下：６人、451人以上：８人（注２） 「必要教員数」を超えて配置する教員数に応じ、以下のとおり取り扱うこととする。①　常勤換算人数（小数点第２位以下切り捨て、小数点第１位四捨五入前）による配置教員数から必要教員数を減じて得た員数が３人未満の場合→　小数点第１位を四捨五入した員数とする。（例）２．３人の場合、２人②　常勤換算人数（小数点第２位以下切り捨て、小数点第１位四捨五入前）による配置教員数から必要教員数を減じて得た員数が３人以上の場合→　小数点第１位が１又は２のときは小数点第１位を切り捨て、小数点第１位が３又は４のときは小数点第１位を０．５とし、小数点第１位が５以上のときは小数点第１位を切り上げて得た員数とする。（例）３．２人の場合→３人、３．４人の場合→３．５人、３．６人の場合→４人 |
| ※　要件に適合しなくなった場合には、要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用がない。 |
| 2)　加算額は、次のとおり算定していますか。　　 | □はい□いいえ |  |
| 　　［基本額］　地域区分等に応じた単価　　　　　　　　＋（当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価×認定された加算率×100）　　「当該基本額×加配人数」＝加算額 |
| **11** 通園送迎加算［加算認定］申請に基づき市が認定 | 1)　通園送迎加算を算定している場合、以下の加算の要件に適合していますか。 | □はい□いいえ□非該当 |  |
| 　　利用子どもの通園の便宜のため送迎を行う施設であること。なお、年間に必要な経費を平準化して単価を設定しているため、通園送迎を利用していない園児についても同額を加算し、また、長期休業期間の単価にも加算するものとする。（注）　送迎の実施方法（運転手を雇用して実施又は業務委託して実施等）は問わない。 |
| 　※　要件に適合しなくなった場合には、要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用がない。 |
| 2)　加算額は、次の区分に定められた額を算定していますか。　　地域区分等に応じた単価 | □はい□いいえ |  |
| 　　＋（当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価×認定された加算率×100） |
| **12**　給食実施加算［加算認定］申請に基づき市が認定 | 1)　給食実施加算を算定している場合、以下の加算の要件に適合していますか。 | □はい□いいえ□非該当 |  |
| 　　給食を実施している施設であること。本加算の算定上の「週当たり実施日数」は、修業期間中の平均的な月当たり実施日数を４（週）で除して算出（小数点第１位を四捨五入）することとし、子ども全員に給食を提供できる体制をとっている日を実施日とみなすものとする（保護者が弁当持参を希望するなどにより給食を利用しない子どもがいる場合も実施日に含む）。なお、年間に必要な経費を平準化して単価を設定しているため、長期休業期間の単価にも加算するものとする。（注）　給食の実施方法（業務委託、外部搬入等）は問わない。 |
| 　※　要件に適合しなくなった場合には、要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用がない。 |
| 2)　加算額は、次の区分に定められた額を算定していますか。　　 | □はい□いいえ |  |
| 　　定員区分及び以下の給食の実施形態の別に応じて定められた単価　　＋（当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価×認定された加算率×100）　　　①施設内の調理設備を使用してきめ細かに調理を行っている場合　　　　※　施設の職員が調理を行っている場合のほか、安全・衛生面、栄養面、食育等の観点から施設の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、調理業務を第三者に委託する場合を含む。②施設外で調理して施設に搬入する方法により給食を実施している場合※　搬入後に施設内において喫食温度まで加温し提供する場合を含む。 |
| **13** 外部監査費加算［加算認定］申請に基づき市が認定 | 1)　外部監査費加算を算定している場合、以下の加算の要件に適合していますか。 | □はい□いいえ□非該当 |  |
| 　　幼稚園を設置する学校法人等が、当年度の幼稚園の運営に係る会計について、公認会計士又は監査法人による監査（以下「外部監査」という。）を受けること。外部監査の内容等については、幼稚園に係る私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく公認会計士又は監査法人の監査及びこれに準ずる公認会計士又は監査法人の監査と同等のものとする。 |
| 　※　当年度の３月時点で外部監査を実施することが確認できれば、当年度の３月分の単価に加算する（監査報告書の作成等の時期が翌年度になる場合でも、監査実施契約が締結されているなど、確実に外部監査が実施されることが確認できれば、当年度の３月分の単価に加算する。）。なお、監査報告書については、作成次第速やかに、監査実施者から施設が所在する市あて提出すること。 |
| 2)　加算額は、次の区分に定められた額を算定していますか。　　 | □はい□いいえ |  |
| 利用定員に応じて定められた額とし、３月初日に利用する子どもの単価に加算 |
| **14** 副食費徴収免除加算［加算認定］申請に基づき月ごとに市が認定 | 1)　副食費徴収免除加算を算定している場合、以下の加算の要件に適合していますか。 | □はい□いいえ□非該当 |  |
| 　　利用子どもの全てに副食の全てを提供する日（以下「給食実施日」）という。）（注１）があり、かつ、利用子どもである副食費徴収免除対象子ども（注２）に副食の全てを提供する日がある施設であること。（注１）　副食の提供状況については保護者への意向聴取等により施設が把握している各月初日における副食の提供予定による。また、施設の都合によらずに副食の一部又は全部の提供を要しない利用子どもについては副食の全てを提供しているものと見なすものとする。（注２）　以下のいずれかに該当する子どもとして、副食費の徴収が免除されることについて市町村から通知がされた子どもとする。　　　　　①年収３６０万円未満相当の世帯に属する子ども②所得階層にかかわらず、全ての世帯の第３子以降の子ども③保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が市町村民税を課税されない者に準ずる者である子ども |
| 2)　加算額は、次のとおり算定していますか。 | □はい□いいえ |  |
| 　　加算額は、定められた額に、各月の給食実施日数（20を超える場合には20とする）を乗じて得た額とし、副食費徴収免除対象子ども（上記注２の子ども）について加算（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨て） |

|  |
| --- |
| （加減調整部分） |
| **15** 年齢別配置基準を下回る場合［調整の適用］申請に基づき市が認定 | 1)　次の調整の適用を受ける施設の要件に該当しますか。 | □該当□非該当 |  |
| 　　施設に配置する教員数が、p4　②教員（教諭等） のⅰ及びⅱで定める教員数を下回ること。本調整の算定上の「人数」＝必要教員数 － 配置教員数 |
| 　※　要件に適合しなくなった場合には、要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に適合しなくなった場合はその月）から調整の適用がない。 |
|  | 2)　調整の適用を受ける施設は、次の調整額を算定（減算）していますか。 | □はい□いいえ |  |
| 調整額＝不足する教員の１人当たりの額×不足する「人数」　　　　　　└ 地域区分等に応じた単価＋（当該調整額に係る処遇改善等加算Ⅰの単価×認定された加算率×100）　 |
|  |
| （乗除調整部分） |
| **16** 定員を恒常的に超過する場合［調整の適用］状況確認の上、市が認定 | 1)　次の調整の適用を受ける施設の要件に該当しますか。 | □該当□非該当 |  |
| 　　直前の連続する２年度間常に利用定員を超えており（注１）、かつ、各年度の年間平均在所率（注２）が１２０％以上の状態にあること。（注１）　利用定員を超えて受け入れる場合の留意事項利用定員を超えて受け入れる場合であっても、施設の設備又は職員数が、利用定員を超えて利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、幼稚園設置基準及び費用通知等に定める基準を満たしていること。　　　　（注２）　年間平均在所率当該年度内における各月の初日の在籍子ども数の総和÷各月の初日の利用定員の総和※　教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則である。※　上記の状態にある施設に対しては、利用定員の見直しに向けた指導が行われる。 |
| 　※　支援法による確認を受ける前から既に認可定員（収容定員）を超過していた私立幼稚園については、現行の都道府県の私学助成における補助金の交付額の減額の仕組み等による対応との整合性等を踏まえ、都道府県の判断により、支援法の施行当初又は確認を受けた時から減算を適用することも可能とする。この場合の考え方及び手続は、平成26年10月17日付け事務連絡「認可定員を超過して園児を受け入れている私立幼稚園に係る子ども・子育て支援法に基づく確認等に関する留意事項について」による。　※　指導監督等を通じて利用定員の見直しが行われた場合又は地域における需要の動向等を踏まえて当該年度における年間平均在所率が１２０％以上の状態にならないものと認められる場合には、見直し等が行われた日の属する月の翌月（月の初日に適合しなくなった場合はその月）から調整の適用がない。 |
|  | 2)　調整の適用を受ける施設は、適用される基本部分及び加減調整部分の額について、次のとおり算定（減算）していますか。 | □はい□いいえ |  |
| 　　（ 基本分単価 ～ 年齢別配置基準を下回る場合（副食費徴収免除加算を除く。）の額の合計）　　×地域区分等に応じた調整率　　（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨て） |

|  |
| --- |
| （特定加算部分） |
| **17** 主幹教諭等専任加算［加算認定］申請に基づき市が認定 | 1)　主幹教諭等専任加算を算定している場合、以下の加算の要件に適合していますか。 | □はい□いいえ□非該当 |  |
| 　　主幹教諭等（学校教育法第27条に規定する副園長、教頭、主幹教諭及び指導教諭をいう。以下同じ。）を指導計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務に専任させるため、基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要教員数」を超えて代替教員（非常勤講師等）を配置し、以下の事業等を複数実施すること。**なお、主幹教諭等が学級担任を兼務することは適切ではなく、代理で行う場合であっても、１月を超えて兼務が継続している場合、加算は適用されないこと。**①　幼稚園型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが１人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は５月において当該要件を満たしていることをもって４月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、市町村の単独事業・自主事業（私学助成の国庫補助事業の対象に準ずる形態で実施されている場合に限る。）等により行う預かり保育を含む。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）②　一般型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが１人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は５月において当該要件を満たしていることをもって４月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、**幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かり及びこれらと同等の要件を満たして実施しているもの。**（ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）③　満３歳児に対する教育・保育の提供（月の初日において満３歳児が１人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。）④　障害児（軽度障害児を含む。）（注）に対する教育・保育の提供（月の初日において障害児が１人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。）（注）　市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。⑤　継続的な小学校との連携・接続に係る取組で以下の全ての要件を満たすもの（年度当初から当該取組を開始する場合は５月において計画により下記の要件を満たしていることをもって４月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）ｱ)　小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にしていること。ｲ)　授業・行事、研究会・研修等の小学校の子ども及び教職員との交流活動を年度を通じて複数回実施していること。**ｳ)　 小学校と協働して、５歳児から小学校１年生の２年間（２年以上を含む。）のカリキュラムを編成・実施していること（小学校との継続的な協議会の開催等により具体的な編成に着手していると認められる場合を含む。）。**　**⑥　都道府県及び市町村等の教育委員会又は幼児教育センターなど幼児教育施設に対して幼児教育の内容・指導方法等の指導助言等を行う部局、あるいは幼児教育アドバイザーなど地方自治体に所属して幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験に基づき幼児教育に関する指導助言等を行う者と連携して、園内研修を企画・実施していること。** |
| 　※　要件に適合しなくなった場合には、要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用がない。 |
| 2)　加算額は、次のとおり算定していますか。 | □はい□いいえ |  |
| 　　（基本額＋ （当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価×認定された加算率×100） ）　　÷ 各月初日の利用子ども数（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨て） |
| **18** 子育て支援活動費加算［加算認定］申請に基づき市が認定 | 1)　子育て支援活動費加算を算定している場合、以下の加算の要件に適合していますか。 | □はい□いいえ□非該当 |  |
| 　　主幹教諭等専任加算の対象施設において、保護者や地域住民からの育児相談、地域の子育て支援活動等に取り組んでいること。 |
| 　※　要件に適合しなくなった場合には、要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用がない。 |
| 2)　加算額は、次のとおり算定していますか。 | □はい□いいえ |  |
| 　　（基本額＋ （当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価×認定された加算率×100） ）　　÷ 各月初日の利用子ども数（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨て） |
| 19 療育支援加算［加算認定］申請に基づき市が認定 | 1)　療育支援加算を算定している場合、以下の①及び②の加算の要件に適合していますか。 | □はい□いいえ□非該当 |  |
| 　　①　主幹教諭等専任加算の対象施設であり、かつ障害児（注１）を受け入れている（注２）施設において、主幹教諭等を補助する者（注３）を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取り組むこと。　　　　（注１）　市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。　　　　（注２）　「障害児を受け入れている」とは、月の初日において障害児が１人以上利用していることをもって満たしているものとし、以降年度を通じて当該要件を満たしているものとすること。　　　　（注３）　非常勤職員であって、資格の有無は問わない。②　当該加算が適用される施設においては、障害児施策との連携を図りつつ、障害児教育に関する専門性を活かして、地域住民や保護者からの育児相談等の療育支援に積極的に取り組むこと。（注４）。　　　　（注４）取組の例示　　　　　　　　・　施設を利用する気になる段階の子どもを含む障害児について、障害児施策との連携により、早期の段階から専門的な支援へと結びつける。　　　　　　　　・　地域住民からの教育・育児相談等へ対応し、専門的な支援へと結びつける。　　　　　　　　・　補助者の活用により障害児施策との連携を図る。　　　　　　　　・　障害児施策との連携により、施設における障害児教育の専門性を強化し、障害児に対する支援を充実する。 |
| 　※　要件に適合しなくなった場合には、要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用がない。 |
| 2)　加算額は、次のとおり算定していますか。 | □はい□いいえ |  |
| 　　（特別児童扶養手当支給対象児童（注）受入施設又はそれ以外の障害児受入施設の別に定められた基本額　　＋（当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価×認定された加算率×100） ）　　÷ 各月初日の利用子ども数　　（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨て）　　　　　（注）　特別児童扶養手当の支給要件に該当するが所得制限により当該手当の支給がされていない　　　　　　　　児童を含む。 |
| **20** 事務職員配置加算［加算認定］申請に基づき市が認定 | 1)　事務職員配置加算を算定している場合、以下の加算の要件に適合していますか。 | □はい□いいえ□非該当 |  |
| 　　基本分単価において求められる事務職員及び非常勤事務職員（注）を超えて、非常勤事務職員を配置する利用定員が９１人以上の施設であること。（注）　園長等の職員が兼務する場合又は業務委託をする場合は、配置は不要である。 |
| 　※　要件に適合しなくなった場合には、要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用がない。 |
| 2)　加算額は、次のとおり算定していますか。 | □はい□いいえ |  |
| 　　（基本額＋ （当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価×認定された加算率×100） ）　　÷ 各月初日の利用子ども数（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨て） |
| **21** 指導充実加配加算［加算認定］申請に基づき市が認定 | 1)　指導充実加配加算を算定している場合、以下の加算の要件に適合していますか。 | □はい□いいえ□非該当 |  |
| 　　基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要教員数」を超えて、非常勤講師を配置する利用定員が２７１人以上の施設であること。 |
| 　※　要件に適合しなくなった場合には、要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用がない。 |
| 2)　加算額は、次のとおり算定していますか。 | □はい□いいえ |  |
| 　　（基本額＋ （当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価×認定された加算率×100） ）　　÷ 各月初日の利用子ども数（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨て） |
| **22** 事務負担対応加配加算［加算認定］申請に基づき市が認定 | 1)　事務負担対応加配加算を算定している場合、以下の加算の要件に適合していますか。 | □はい□いいえ□非該当 |  |
| 　　基本分単価において求められる事務職員及び非常勤事務職員（注）並びに「事務職員配置加算」において求められる非常勤事務職員を超えて、非常勤事務職員を配置する利用定員が２７１人以上の施設であること。（注）　園長等の職員が兼務する場合又は業務委託をする場合は、配置は不要である。 |
| 　※　要件に適合しなくなった場合には、要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用がない。 |
| 2)　加算額は、次のとおり算定していますか。 | □はい□いいえ |  |
| 　　（基本額＋ （当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価×認定された加算率×100） ）　　÷ 各月初日の利用子ども数（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨て） |
| **23** 処遇改善等加算Ⅱ［加算認定］申請に基づき県が認定（市を経由）※当該加算額に係る使途等については、p43を参照（続）**23** 処遇改善等加算Ⅱ | 1)　処遇改善等加算Ⅱを算定している場合、加算額の算定に用いる職員数は次のとおりとなっていますか。 | □はい□いいえ□非該当 |  |
| 　　加算額の算定に用いる職員数（告示別表第２特定加算部分の「**人数Ａ**」及び「**人数Ｂ**」）は、次の＜算式＞により算定する。　　＜算式＞　加算Ⅱ－①　「**人数Ａ**」＝「基礎職員数」×１／３　加算Ⅱ－②　「**人数Ｂ**」＝「基礎職員数」×１／５　　（端数処理）１人未満の端数は四捨五入。ただし、四捨五入した結果が「０」となる場合は「１」とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 「基礎職員数」 |
| 　※　以下で算出した人数に１人未満の端数がある場合は、四捨五入。　※　算出に当たって、年齢別の児童数は、加算当年度の４月時点の利用子ども数又は「見込平均利用子ども数」（ｐ３９参照）を用い、各種加算の適用状況は、加算当年度の４月時点の状況により判断する。 |
| 保育所 |

|  |  |
| --- | --- |
| ａ ＋ ｂ ＋ ｃ ＋ ｄ ＋ ｅ ＋ ｆ ＋ ｇ ＋  | （定員４０人以下）　　　１．５（定員４１～９０人）　　２．５（定員９１～１５０人）　２．３（定員１５１人以上）　　３．３ |

 |
| 　　ａ　年齢別配置基準による職員数　　　　　｛４歳以上児数×１／３０（小数点第２位以下切り捨て）｝　　　　　＋｛３歳児数（同）×１／２０（同）｝＋｛１、２歳児数×１／６（同）｝　　　　　＋｛０歳児数（同）×１／３（同）｝　　（小数点第１位四捨五入）　　　　※３歳児配置改善加算を受けている場合は、次の算式により算出された数　　　　　｛４歳以上児数×１／３０（小数点第２位以下切り捨て）｝　　　　　＋｛３歳児数（同）×１／１５（同）｝＋｛１、２歳児数×１／６（同）｝　　　　　＋｛０歳児数（同）×１／３（同）｝　　（小数点第１位四捨五入）　　ｂ　保育標準時間認定の子どもがいる場合・・・・・・・・・　１．４　　ｃ　主任保育士専任加算を受けている場合・・・・・・・・・　１　　ｄ　事務職員雇上加算を受けている場合・・・・・・・・・・　０．３　　ｅ　休日保育加算を受けている場合・・・・・・・・・・・・　０．５　　ｆ　チーム保育推進加算を受けている場合・・・・・・・・・　１　　ｇ　栄養管理加算（Ａ：配置）を受けている場合・・・・・・　０．６ |

　 |
|  | （加算認定に係る要件）2)　下記の①に掲げる要件を満たす別紙様式７「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ）」を県知事又は市長に対して提出するとともに、その具体的な内容を職員に周知していますか。 | □はい□いいえ |  |
| 　　**なお、加算当年度の前年度に処遇改善等加算Ⅱの適用を受けている施設は、別紙様式11「賃金改善に係る誓約書」を都道府県知事又は指定都市等の長に対して提出するとともに、職員に対しても周知している場合は、別紙様式７「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ）」の作成及び提出を不要とする。**①　加算の適用を受けようとする年度（加算当年度）における次のⅰ、ⅱに掲げる事由（以下「加算Ⅱ新規事由」という。）に応じ、賃金改善実施期間において、賃金改善等見込総額（注１）が特定加算見込額（注２）※１を下回っていないこと。加算Ⅱ新規事由がない場合には、下記の（注１）①から③までの職員に係る賃金見込総額が当該職員に係る起点賃金水準を下回っていないこと。加算当年度における下記の（注１）①から③までの職員に係る役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当及び基本給（加算Ⅱにより改善を行う部分に限り、これに対応する法定福利費等の事業主負担分を含む。）の総額が加算当年度の加算Ⅱによる加算見込額を下回っていないこと。また加算Ⅱ新規事由がない場合の賃金改善実施期間とは、**加算当年度の賃金改善を実施する月からその後の最初の３月までをいう。**ⅰ　加算前年度に加算の適用を受けており、加算当年度に適用を受けようとする加算Ⅱ－①若しくは加算Ⅱ－②の単価又は加算Ⅱ算定対象人数が公定価格の改定※２により加算前年度に比して増加する場合ⅱ　新たに加算の適用を受けようとする場合 |
| （続）**23** 処遇改善等加算Ⅱ | 　　　※１　施設・事業所間で加算の一部の配分を調整する場合には、それぞれ、その受入（拠出）見込額が基準年度の受入（拠出）実績額を上回るときはその差額を、初めて受入（拠出）をするときは受入（拠出）見込額の全額を加える（減じる）こと。　　　※２　賃金改善に係る算定額（ 4）において原則として示す額）の増額改定による単価の増加及び 1)の＜算式＞において基礎職員数に乗じる割合の増額改定による加算Ⅱ算定対象人数の増加に限り、法定福利費等の事業主負担分の算定額のみの増額及び基礎職員数の変動に伴う加算Ⅱ算定対象人数の増加を除く。　　（注１）賃金改善等見込総額　「賃金改善見込総額（Ａ）」＋「事業主負担増加見込総額（Ｂ）」（千円未満の端数は切り捨て）　　　　　　（Ａ）賃金改善見込総額 ＝ 次の①から③までの職員について「賃金改善見込額」を合算して　　　　　　　　　　　　　　　　　　　得た額　　　　　　　　　　① 3)Ａに定める副主任保育士等② 3)Ｂに定める職務分野別リーダー等③ 3)（注１）に定める園長以外の管理職（ 3）（注１）に基づき賃金の改善を行う職員に限る。）　　　　　　　・　「賃金改善見込額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における①から③までの職員に係る見込賃金（役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当又は基本給に限り、また、当該年度に係る加算残額を含み、加算前年度に係る加算残額の支払を除く）のうち、その水準が①から③までの職員に係る「起点賃金水準」を超えると認められる部分に相当する額をいう。ただし、基準年度に加算Ⅱの賃金改善の対象であり、かつ、加算当年度において加算Ⅱの賃金改善の対象外である職員がいる場合は、当該職員に係る基準年度における加算Ⅱによる賃金改善額を控除するものとする。・　「起点賃金水準」とは、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準年度の賃金水準※１（当該年度に係る加算残額を含む。役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当又は基本給に限り、基準年度の前年度に係る加算残額の支払を除く。）に、基準年度の前年度に係る加算残額の支払を除く。算定方法は、特定の年度における「賃金水準」（P39）に、基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分※２を合算した水準をいう。ａ　上記ⅰの場合⇒　加算前年度の賃金水準。ただし、施設・事業所において基準年度を加算前年度とすることが難しい事情があると認められる場合には、加算当年度の３年前の年度の賃金水準とすることができる。ｂ　上記ⅱの場合⇒　次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準年度。ｂ－１　加算前年度に加算Ⅱの適用を受けておらず、それ以前に適用を受けたことがある場合　⇒　加算Ⅱの適用を受けた直近の年度。ｂ－２　加算当年度に初めて加算Ⅱの適用を受けようとする場合　⇒　加算前年度※１　当該年度に施設・事業所がない場合は、地域又は同一の設置者・事業者における当該年度の賃金水準との均衡が図られていると認められる賃金水準。※２　「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」の額は、国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の改定分による賃金の改善のうち、加算Ⅱによる賃金改善対象となる各職員の役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当及び基本給に係る部分を合算して得た額とする。※３ ｂ－１の場合は、基準年度における加算Ⅱによる賃金改善額を控除すること。　　　　　　（Ｂ）「事業主負担増加見込総額」＝ 上記①から③までの職員について、「賃金改善見込額」に応じて増加することが見込まれる法定福利費等の事業主負担分の額を合算して得た額　　　　　　　・　次の＜算式＞により算定することを標準とする。＜算式＞「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額」×「加算当年度の賃金改善見込額」　　（注２）特定加算見込額　賃金改善実施期間における加算見込額のうち加算Ⅱ新規事由に係る額として、次に掲げる施設・事業所の区分に応じ、それぞれに定めるところにより算定した額（千円未満の端数は切り捨て）＜ⅰの場合＞加算Ⅱの区分に応じてそれぞれに定める＜算式＞により算定した額の合算額＜算式＞加算Ⅱ－①　｛「加算当年度の単価」×「加算当年度の人数Ａ」－「基準年度の単価」×「基準年度の人数Ａ」｝×「賃金改善実施期間の月数」（千円未満の端数は切り捨て）加算Ⅱ－②　｛「加算当年度の単価」×「加算当年度の人数Ｂ」－「基準年度の単価」×「基準年度の人数Ｂ」｝×「賃金改善実施期間の月数」（同）（千円未満の端数は切り捨て）＜ⅱの場合＞加算Ⅱの区分に応じてそれぞれに定める＜算式＞により算定した額の合算額＜算式＞加算Ⅱ－①　「加算当年度の単価」×「加算当年度の人数Ａ」×「賃金改善実施期間の月数」加算Ⅱ－②　「加算当年度の単価」×「加算当年度の人数Ｂ」×「賃金改善実施期間の月数 |
| （続）**23** 処遇改善等加算Ⅱ | 3)　次に掲げる加算の区分に応じ、それぞれに定める職員（看護師、調理員、栄養士、事務職員等を含む。）に対し賃金の改善を行い、かつ、職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤 | □はい□いいえ |  |
| 　務条件等の要件（職員の賃金に関するものを含む。）及びこれに応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）を定めて就業規則等の書面で整備し、全ての職員に周知していますか。　【Ａ：加算Ⅱ－①　次に掲げる要件を満たす職員（以下「副主任保育士等」という。）】（注１）ａ　副主任保育士若しくは専門リーダー（保育所、地域型保育事業所及び認定こども園）若しくは中核リーダー（幼稚園及び認定こども園）又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けていること。ｂ　概ね７年以上の経験年数（注２）を有するとともに、別に定める研修を修了していること（注３）。【Ｂ：加算Ⅱ－②　次に掲げる要件を満たす職員（以下「職務分野別リーダー等」という。）】（注４）ａ　職務分野別リーダー（保育所、地域型保育事業所及び認定こども園）若しくは若手リーダー（幼稚園及び認定こども園）又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けていることｂ　概ね３年以上の経験年数（注２）を有するとともに、「乳児保育」「幼児教育」「障害児保育」「食育・アレルギー」「保健衛生・安全対策」「保護者支援・子育て支援」のいずれかの分野（若手リーダー又はこれに相当する職位については、これに準ずる分野や園運営に関する連絡調整等）を担当するとともに、別に定める研修を修了していること（注３）。（注１）　職員の経験年数、技能、給与等の実態を踏まえ、当該施設・事業所において必要と認める場合には、職務分野別リーダー等に対して加算Ⅱ－①による賃金の改善を行うことができる。また、改善後の副主任保育士等の賃金が園長以外の管理職（幼稚園及び認定こども園の副園長、教頭及び主幹教諭等並びに保育所等の主任保育士をいう。以下同じ。）の賃金を上回ることとなる場合など賃金のバランス等を踏まえて必要な場合には、当該園長以外の管理職に対して加算Ⅱ－①による賃金の改善を行うことができる。**要件を満たす者が１人以上（「人数Ａ」に２分の１を乗じて得た人数が１人未満となる場合には、確保することを要しない。家庭的保育事業、事業所内保育事業（利用定員５人以下の事業所に限る。）及び居宅訪問型保育事業にあっても 同じ。）いること。当該要件を満たす者がいない場合は加算Ⅱを取得することができない。**ない。（注２）　職員の経験年数の算定については、処遇改善等加算Ⅰでの算定に準じる。「概ね」の判断については、施設・事業所の職員の構成・状況を踏まえた柔軟な対応が可能である。（注３）　研修に係る要件については、別に定める。（注４）　要件を満たす者が人数Ｂ以上いること。**当該要件を満たす者がいない場合は加算Ⅱを取得することができない。** |
|  | 4)　個別の職員に対する賃金の改善額は、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれに定める要件を満たしていますか。 | □はい□いいえ |  |
| 【Ａ：副主任保育士等】原則として月額４万円（注１）。ただし、月額４万円の改善を行う者を１人以上確保した上で（注２）、それ以外の副主任保育士等（注３）について月額５千円以上４万円未満の改善額とすることができる。【Ｂ：職務分野別リーダー等】　　原則として月額５千円（注１）。Ａのただし書の場合には、月額５千円以上４万円未満の改善額（注４）とすることができる。（注１）　例えば、法定福利費等の事業主負担がない又は少ない非常勤職員の賃金の改善を図っているなど、事業主負担額の影響により前年度残額を生じている場合には、その実績も加味し、計画当初から原則額を上回る賃金の改善額を設定することが望ましい。（注２）　「人数Ａ」に２分の１を乗じて得た人数が１人未満となる場合には、確保することを要しない。（注３）　3)（注１）により園長以外の管理職に対して加算Ⅱ－①による賃金の改善を行う必要がある場合に限っては、当該園長以外の管理職を含む。（注４）　Ａのただし書による副主任保育士等に対する改善額のうち最も低い額を上回らない範囲とする。 |
| （続）**23** 処遇改善等加算Ⅱ | （実績報告に係る要件）5)　 加算当年度の翌年度速やかに、下記の①②に掲げる要件を | □はい□いいえ |  |
| 　　満たす別紙様式８｢賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅱ）｣を県知事に対して提出していますか。①　加算Ⅱ新規事由に応じ、賃金改善実施期間において、賃金改善等実績総額（注1）が特定加算実績額（注２）※を下回っていないこと。**加**算Ⅱ新規事由がない場合には、2）注１の①から③までの職員に係る支払賃金総額が当該職員に係る起点賃金水準を下回っていないこと、また加算当年度における2）注１の①から③までの職員に係る役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当及び基本給（加算Ⅱにより改善を行う部分に限り、これに対応する法定福利費等の事業主負担分を含む。）の総額が加算当年度の加算Ⅱによる加算実績額を下回っていないこと。※　施設・事業所間で加算額の一部の配分を調整した場合には、それぞれ、受入（拠出）実績額が基準年度の受入（拠出）実績額を上回った（下回った）ときはその差額（加算Ⅱ新規事由がない場合：から法定福利費等の事業主負担分を控除した額（注））を加える（減じる）こと。　　注） 次の＜算式＞を標準として算定した法定福利費等の事業主負担分を控除すること。＜算式＞「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額」×「受入（拠出）実績額と基準年度の受入（拠出）実績額との差額」　　　　　　　（注１）賃金改善等実績総額　「賃金改善実績総額（Ａ）」＋「事業主負担増加相当総額（Ｂ）」（千円未満の端数は切り捨て）　　　　　　（Ａ）賃金改善実績総額 ＝ 次の①から③までの職員について「賃金改善実績額」を合算して得た額①副主任保育士等②職務分野別リーダー等③園長以外の管理職（ 3）（注１）に基づき賃金の改善を行った職員に限る。）　　　　　　　・　「賃金改善実績額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における①から③までの職員に係る支払賃金（役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当又は基本給に限り、加算前年度に係る加算残額の支払を除く。）のうち、その水準が①から③までの職員に係る「起点賃金水準」を超えると認められる部分に相当する額をいう。ただし、基準年度に加算Ⅱの賃金改善の対象であり、かつ、加算当年度において加算Ⅱの賃金改善の対象外である職員がいる場合は、当該職員に係る基準年度における加算Ⅱによる賃金　　　　　　（Ｂ）事業主負担増加相当総額 ＝ 上記①から③までの職員について、「賃金改善実績額」に応じて増加した法定福利費等の事業主負担分に相当する額を合算して得た額・　次の＜算式＞により算定することを標準とする。　＜算式＞「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額」×「加算当年度の賃金改善実績額」　　（注２）特定加算実績額賃金改善実施期間における加算実績額のうち加算Ⅱ新規事由に係る額（加算当年度に増額改定があった場合には、当該増額改定における加算Ⅱの単価増に伴う増加額を含む。）をいい、 2)（注２）の＜算式＞において、実際に適用を受けた加算Ⅱ算定対象人数により算定した額をいう。 |
|  | 　②　賃金改善等実績総額が特定加算実績額を下回った場合（加算Ⅱ新規事由がない場合には、支払賃金総額が加算前年度の起点賃金水準を下回った場合又は加算対象職員に毎月支払われる手当及び基本給（加算Ⅱにより改善を行う部分に限りこれに対応する法定福利費等の事業主負担分を含む。）の総額が加算当年度の加算Ⅱによる加算実績額を下回った場合）には、生じた加算残額の全額を当該翌年度にすみやかに加算当年度の加算対象職員の賃金（法定福利費等の事業主負担分を含む。）として支払うこと。 |
| 6)　加算額は、次のとおり算定していますか。 | □はい□いいえ |  |
| 　　　（処遇改善等加算Ⅱ－①の額×人数Ａ）＋（処遇改善等加算Ⅱ－②の額×人数Ｂ）　　　 ──────────────────────────────────────　　　　　　　　　　　　　　　　　　各月初日の利用子ども数　　（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。） |
| 　　※原則として、加算当年度を通じて同じ加算Ⅱ算定対象人数又は加算Ⅱの種類を適用する。 |
| ※「技能・経験に応じた追加的な処遇改善（処遇改善等加算Ⅱ）に関するよくあるご質問への回答【第5版】と研修修了要件に係るFAQ（Ver.3）.」が2023/10/30 にこども家庭庁より示されている。 |
| **24** 処遇改善等加算Ⅲ処遇改善（続）**24** 処遇改善等加算Ⅲ　（続）**24** 処遇改善等加算Ⅲ（続）**24** 処遇改善等加算Ⅲ（続）**24** 処遇改善等加算Ⅲ（続）**24** 処遇改善等加算Ⅲ | 1)　処遇改善等加算Ⅲを算定している場合、加算額の算定に用いる職員数は下記のとおりとなっていますか。 | □はい□いいえ |  |
|

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 「基礎職員数」 |
| 　※　以下で算出した人数に１人未満の端数がある場合は、四捨五入。　※　算出に当たって、年齢別の児童数は、加算当年度の「見込平均利用子ども数」（ｐ４０参照）を用い、各種加算の適用状況は、加算当年度の４月時点の状況により判断する。 |
| 保育所 |

|  |  |
| --- | --- |
| ａ ＋ ｂ ＋ ｃ ＋ ｄ ＋ ｅ ＋ ｆ ＋ ｇ ＋ｈ ＋ ｉ＋－ （ｊ + ｋ） | （定員３０人以下）　　　　４.５（定員３１～４０人以上）　４.２（定員４１～９０人）　　　５.４（定員９１～１５０人）５.１（定員１５０人以上）　　　　６.３ |

 |
| 　　ａ 年齢別配置基準による職員数 次の算式により算出する数に1.3 を乗じて得た数｛４歳以上児×1/30（小数点第２位以下切り捨て）｝＋｛３歳児数×1/20（同）｝＋｛１，２歳児数×1/6（同）｝＋｛０歳児数×1/3（同）｝（小数点第１位以下四捨五入）**※１ ３歳児配置改善加算を受けている場合****｛３歳児数× 1/20 （同）｝を｛３歳児数× 1/15 （同）｝に置き換えて算出****※２ ４歳以上児配置改善加算を受けている場合****｛４歳以上児数× 1/30（小数点第２位以下切り捨て）｝を｛４歳以上児数×1/25 （同）｝に置き換えて算出**ｂ 保育標準時間認定の子どもがいる場合 　1.7ｃ 主任保育士専任加算を受けている場合　 1.2ｄ 療育支援加算を受けている場合 Ａの場合は0.4、Ｂの場合は　0.3ｅ 事務職員雇上加算を受けている場合　 0.4ｆ 休日保育加算を受けている場合 　下表に定める人数ｇ 夜間保育加算を受けている場合　 2.7ｈ チーム保育推進加算を受けている場合　 算定上の加配人数×1.3ｉ 栄養管理加算（Ａ：配置）を受けている場合 　0.6ｊ 分園の場合 定員40 人以下の場合　1.3定員41 人～150人の場合　2.6定員151人以上の場合　3.8 人ｋ 施設長を配置していない場合 　1

|  |  |
| --- | --- |
| 休日保育の年間延べ利用子ども数 | 人数 |
| ～210 人 | 0.5 |
| 211 人～279 人 | 0.5 |
| 280 人～349 人 | 0.6 |
| 350 人～419 人 | 0.7 |
| 420 人～489 人 | 0.8 |
| 490 人～559 人 | 0.8 |
| 560 人～629 人 | 0.9 |
| 630 人～699 人 | 1 |
| 700 人～769 人 | 1.1 |
| 770 人～839 人 | 1.1 |
| 840 人～909 人 | 1.2 |
| 910 人～979 人 | 1.3 |
| 980 人～1,049 人 | 1.4 |
| 1,050 人～ | 1.5 |

 |

 |
|  |
| （加算認定に係る要件）賃金改善実施期間において、次に掲げる要件を満たしていますか。 | □はい□いいえ□非該当 |  |
| 【加算Ⅲ新規事由がある場合】※　ⅰ 職員（法人の役員を兼務している施設長を除く。以下２において同じ。）に係る賃金改善等見込総額が特定加算見込額を下回っていないこと。ⅱ 職員の賃金見込総額のうち加算Ⅲにより改善を行う部分の総額（当該改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含む。）が加算当年度の加算見込額を下回っていないこと。また、加算Ⅲにより改善を行う部分の総額（当改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含む。）の３分の２以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げによるものであること。●上記ⅰⅱは「加算Ⅲ新規事由がない」場合も含める※　「加算Ⅲ新規事由」とはⅰ 加算前年度に加算Ⅲの適用を受けており、加算当年度に適用を受けようとする加算単価が公定価格の改定※により加算前年度に比して増加する場合（当該単価の増加のある他の施設・事業所に係る特定加見込額の一部を受け入れる場合を含む。）ⅱ新たに加算Ⅲの適用を受けようとする場合・ 法定福利費等の事業主負担分の算定額の増額による加算単価の改定を除く。※　「賃金改善等見込総額」＝「賃金改善見込総額」＋「事業主負担増加見込総額」（千円未満の端数は切り捨て）※　「賃金改善実施期間」とは、加算当年度の賃金改善を実施する月からその後の最初の３月までをいう。※　「賃金改善見込総額」とは、職員に係る「賃金改善見込額」を合算して得た額をいう。※　「事業主負担増加見込総額」とは、職員に係る「賃金改善見込額」に応じて増加することが見込まれる法定福利費等の事業主負担分の額を合算して得た額をいい、次の＜算式＞により算定することを標準とする。＜算式＞「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額」×「加算当年度の賃金改善見込額」※　「賃金改善見込額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における職員に係る見込賃金（当該年度に係る第５の２⑴アに定める加算Ⅱ新規事由による賃金の改善見込み額及び加算前年度に係る加算残額の支払を除く。）のうち、その水準が当該職員に係る「起点賃金水準」を超えると認められる部分に相当する額をいう。※　「賃金見込総額」とは、職員について「賃金見込額」を合算して得た額（千円未満の端数は切り捨て）をいう。※　「賃金見込額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における職員に係る見込賃金（当該年度における加算Ⅱ新規事由による賃金の改善見込額及び加算前年度に係る加算残額の支払を除く。）をいう　●上記は「加算Ⅲ新規事由がない」場合も含める※　「起点賃金水準」とは、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準年度の賃金水準※１（当該年度に係る加算残額を含み、基準年度の前年度に係る加算残額の支払を除く。）に、基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分※２を合算した水準※３をいう。ａ イⅰの場合 加算前年度の賃金水準。ただし、施設・事業所において基準年度を加算前年度とすることが難しい事情があると認められる場合には、加算当年度の３年前の年度の賃金水準とすることができる。ｂ イⅱの場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準年度の賃金水準※４。ｂ－１ 加算前年度に加算Ⅲの賃金改善要件分の適用を受けておらず、それ以前に適用を受けたことがある場合 加算Ⅲの適用を受けた直近の年度。ｂ－２ 加算当年度に初めて加算Ⅲの適用を受けようとする場合 加算前年度。※１ 基準年度に施設・事業所がない場合は、地域又は同一の設置者・事業者における当該年度の賃金水準との均衡が図られていると認められる賃金水準。※２ 「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」の額については加算Ⅰに掲げる2-1)（注２）※２に準じる。※３ 加算Ⅰのキャリアパス要件を満たさなくなる場合等、加算Ⅰの要件の加算率に定める賃金改善要件分に係る加算率が減少する場合において、基準年度の賃金水準を算定するに当たっては、減少する賃金改善要件分の加算率に相当する加算Ⅰの加算見込額（法定福利費等の事業主負担分を除く。算定方法は加算Ⅰ2-1)（注２）に準じる。）を控除すること。**※４　公定価格 FAQ の No.221 を踏まえ、令和５年度の賃金改善等実績額が特定加算額及び加算Ⅰの新規事由による賃金改善額を合算した額を超えている場合は、次の＜算式１＞又は＜算式２＞を上限に、当該超えている額を控除することができる。****＜算式１＞****「令和５年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額）」×「令和５年度****の算定に用いた人件費の改定分に係る改定率」÷「令和５年度に適用を受けた基礎分及び****賃金改善要件分に係る加算率」× 0.1****＜算式２＞****｛「令和５年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額）」×「令和５年度****の算定に用いた人件費の改定分に係る改定率」÷「令和５年度に適用を受けた****基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」｝ －「令和５年度の改定による影響額**」※**５** ｂ－１の場合は、基準年度における加算Ⅲによる賃金改善額を控除すること。※　「特定加算見込額」とは、賃金改善実施期間における加算見込額のうち加算Ⅲ新規事由に係る額として、以下により算定した額※をいう。＜イⅰの場合＞｛「加算当年度の単価」－「基準年度の単価」｝×「加算当年度の加算Ⅲ算定対象人数」×「賃金改善実施期間の月数」（千円未満の端数は切り捨て）＜イⅱ及びⅲの場合＞「加算当年度の単価」×「加算当年度の加算Ⅲ算定対象人数」×「賃金改善実施期間の月数」（千円未満の端数は切り捨て）※ 　施設・事業所間で加算見込額の一部の配分を調整する場合には、それぞれ、その受入（拠出）見込額が基準年度の受入（拠出）実績額を上回る（下回る）ときはその差額を加える（減じる）こと。※ 「見込平均利用子ども数」については加算Ⅰ2-1)（注３）に、特定の年度における「賃金水準」については加算Ⅰ2-1)（注３）（注）に、それぞれ準じる。 |
| 賃金改善実施期間において、次に掲げる要件を満たしていますか | □はい□いいえ□非該当 |  |
| 【加算Ⅲ新規事由がない場合】※　「賃金改善実施期間」とは、加算当年度の４月から翌年３月までをいう。※ 「賃金見込総額」とは、各職員について「賃金見込額」を合算して得た額（千円未満の端数は切り捨て）※　「賃金見込額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における見込賃金（当該年度における加算Ⅱ　2）に定める加算Ⅱ新規事由による賃金の改善見込額及び加算前年度に係る加算残額の支払を除く。）をいう。※　「賃金見込総額」とは、各職員について「賃金見込額」を合算して得た額（千円未満の端数は切り捨て）をいう。※　起点賃金水準」とは、基準年度の賃金水準（加算前年度の賃金水準。ただし、施設・事業所において基準年度を加算前年度とすることが難しい事情があると認められる場合には、加算当年度の３年前の年度の賃金水準とすることができる。また、基準年度に係る加算残額を含み、基準年度の前年度に係る加算残額の支払を除く。算定方法は、第４の２⑴サに準じる。）に、基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分※１を合算した水準※２・※３（千円未満の端数は切り捨て）をいう。※１ 「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」の額については第４の２⑴キに準じる。※２ 施設・事業所間で加算額の一部の配分を調整する場合には、それぞれ、その受入（拠出）見込額が基準年度の受入（拠出）実績額を上回る（下回る）ときはその差額から法定福利費等の事業主負担分を控除した額（注１）を加える（減じる）こと。※３ 加算Ⅰのキャリアパス要件を満たさなくなる場合等、第４の１に定める賃金改善要件分に係る加算率が減少する場合において、基準年度の賃金水準を算定するに当たっては、減少する賃金改善要件分の加算率に相当する加算Ⅰの加算見込額（法定福利費等の事業主負担分を除く。）を控除すること。（注１） 次の＜算式＞を標準として算定した法定福利費等の事業主負担分を控除すること。＜算式＞「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額」×「受受入（拠出）見込額と基準年度の受入（拠出）実績額との差額」**※４ 公定価格FAQのNo.221を踏まえ、令和５年度の支払賃金総額が起点賃金水準及び加算Ⅰの新規事由による賃金改善額を合算した額を超えている場合は、次の＜算式１＞又は＜算式２＞を上限に、当該超えている額を控除することができる。****＜算式１＞****「令和５年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額）」****×「令和５年度の算定に用いた人件費の改定分に係る改定率」****÷「令和５年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」×0.1****＜算式２＞****｛「令和５年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額）」****×「令和５年度の算定に用いた人件費の改定分に係る改定率」****÷「令和５年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」｝****－「令和５年度の改定による影響額」** |
| （実績報告に係る要件）加算当年度の翌年度速やかに、下記の①②いずれかに掲げる要件を満たし別紙様式10「賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅲ）」を市長に対して提出していますか | □はい□いいえ□非該当 |  |
| 【加算Ⅲ新規事由がある場合】① 賃金改善実施期間において、次に掲げる要件を満たしていること。また、賃金改善等実績総額が特定加算実績額を下回った場合又は職員の支払賃金のうち加算Ⅲにより改善を行う部分の総額（当該改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含む。）が加算当年度の加算実績額を下回った場合には、生じた加算残額の全額を当該翌年度に速やかに職員の賃金（法定福利費等の事業主負担分を含む。）として支払うこと。ⅰ 職員に係る賃金改善等実績総額が特定加算実績額を下回っていないこと。ⅱ 職員の支払賃金のうち加算Ⅲにより改善を行う部分の総額（当該改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含む。）が加算当年度の加算実績額を下回っていないこと。また、加算Ⅲにより改善を行う部分の総額（当該改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含む。）の３分の２以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げによるものであること。※ 「加算Ⅲ新規事由」とは、次に掲げる事由をいう。ⅰ 加算前年度に加算Ⅲの適用を受けており、加算当年度に適用を受けようとする加算単価が公定価格の改定※により加算前年度に比して増加する場合（当該単価の増加のない施設・事業所において、当該単価の増加のある他の施設・事業所に係る特定加算見込額の一部を受け入れる場合を含む。）ⅱ 新たに加算Ⅲの適用を受けようとする場合※ 法定福利費等の事業主負担分の算定額の増額による加算単価の改定を除く。※ 「賃金改善等実績総額」とは、「賃金改善実績総額」と「事業主負担増加相当総額」を合計して得た額（千円未満の端数は切り捨て）をいう。※ 「賃金改善実績総額」とは、職員に係る「賃金改善実績額」を合算して得た額をいう。※ 「事業主負担増加相当総額」とは、職員に係る「賃金改善実績額」に応じて増加した法定福利費等の事業主負担分に相当する額を合算して得た額をいい、次の＜算式＞により算定することを標準とする。＜算式＞「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額」×「加算当年度の賃金改善実績額」※ 「賃金改善実績額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における職員に係る支払賃金（当該年度に係る加算Ⅱ新規事由による賃金の改善額及び加算前年度に係る加算残額の支払を除く。）のうち、その水準が当該職員に係る「起点賃金水準」（加算当年度に国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の改定があった場合には、当該改定分※を反映させた賃金水準）を超えると認められる部分に相当する額をいう。※ 増額改定があった場合の、各職員の増額改定分の合算額（法定福利費等の事業主負担分の増額分を含む。）は、次の＜算式１＞により算定した額以上となっていることを要する。＜算式１＞「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額）」×「増額改定に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」**× 0.9 （調整率）**また、国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の減額改定（以下「減額改定」という。）があった場合の、各職員の減額改定分の合算額（法定福利費等の事業主負担分の減額分を含む。）は、以下の＜算式２＞により算定した額を超えない減額となっていることを要する。＜算式２＞「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額（減額改定を反映させた額）」×「減額改定に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」**× 0.9 （調整率）**※ 「支払賃金総額」とは、職員について「支払賃金額」を合算して得た額（千円未満の端数は切り捨て）をいう。※ 「支払賃金額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における職員に係る支払賃金（当該年度における加算Ⅱ新規事由による賃金の改善額及び加算前年度に係る加算残額の支払を除く。）をいう※ 「起点賃金水準」とは、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準年度の賃金水準※１（当該年度に係る加算残額を含み、基準年度の前年度に係る加算残額の支払を除く。）に、基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分※２を合算した水準※３**※４**をいう。ａ イⅰの場合 加算前年度の賃金水準。ただし、施設・事業所において基準年度を加算前年度とすることが難しい事情があると認められる場合には、加算当年度の３年前の年度の賃金水準とすることができる。ｂ イⅱの場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準年度の賃金水準※**５**。ｂ－１ 加算前年度に加算Ⅲの賃金改善要件分の適用を受けておらず、それ以前に適用を受けたことがある場合 加算Ⅲの適用を受けた直近の年度。ｂ－２ 加算当年度に初めて加算Ⅲの適用を受けようとする場合 加算前年度。※１ 基準年度に施設・事業所がない場合は、地域又は同一の設置者・事業者における当該年度の賃金水準との均衡が図られていると認められる賃金水準とする。※２ 「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」の額については第４の２⑶カに準じる。※３ 加算Ⅰのキャリアパス要件を満たさなくなった場合等、第４の１に定める賃金改善要件分に係る加算率が減少した場合において、基準年度の賃金水準を算定するに当たっては、減少した賃金改善要件分の加算率に相当する加算Ⅰの加算実績額（法定福利費等の事業主負担分を除く。）を控除すること。**※４ 公定価格 FAQ の No.221 を踏まえ、令和５年度の賃金改善等実績額が特定加算額及び加算Ⅰの新規事由による賃金改善額を合算した額を超えている場合は、次の＜算式１＞又は＜算式２＞を上限に、当該超えている額を控除することができる。****＜算式１＞****「令和５年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額）」×「令和５****年度の算定に用いた人件費の改定分に係る改定率」÷「令和５年度に適用を受****けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」× 0.1****＜算式２＞****｛「令和５年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額）」×****「令和５年度の算定に用いた人件費の改定分に係る改定率」÷「令和５年度に適用を****受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」｝ －「令和５年度の改定による影響額」**※**５** ｂ－１の場合は、基準年度における加算Ⅲによる賃金改善額を控除すること。※ 「特定加算実績額」とは、賃金改善実施期間における加算実績額のうち加算Ⅲ新規事由に係る額として、以下により算定した額※をいう。＜イⅰの場合＞｛「加算当年度の単価」－「基準年度の単価」｝×「加算当年度の加算Ⅲ算定対象人数」×「賃金改善実施期間の月数」（千円未満の端数は切り捨て）＜イⅱ及びⅲの場合＞「加算当年度の単価」×「加算当年度の加算Ⅲ算定対象人数」×「賃金改善実施期間の月数」（千円未満の端数は切り捨て）※ 施設・事業所間で加算実績額の一部の配分を調整する場合には、それぞれ、その受入（拠出）実績額が基準年度の受入（拠出）実績額を上回る（下回る）ときはその差額を加える（減じる）こと。【加算Ⅲ新規事由がない場合】② 賃金改善実施期間において、次に掲げる要件を満たしていること。また、支払賃金総額が起点賃金水準を下回った場合又は職員の支払賃金のうち加算Ⅲにより改善を行う部分の総額（当該改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含む。）が加算当年度の加算実績額を下回った場合には、生じた加算残額の全額を当該翌年度に速やかに職員の賃金（法定福利費等の事業主負担分を含む。）として支払うこと。ⅰ 職員に係る支払賃金総額が、当該職員に係る起点賃金水準を下回っていないこと。ⅱ 職員の支払賃金のうち加算Ⅲにより改善を行う部分の総額（当該改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含む。）が加算当年度の加算実績額を下回っていないこと。また、加算Ⅲにより改善を行う部分の総額（当該改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含む。）の３分の２以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当によるものであること。※ 「支払賃金総額」とは、職員に係る「支払賃金額」を合算して得た額（千円未満の端数は切り捨て）をいう。※ 「支払賃金額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における支払賃金（当該年度における加算Ⅱ新規事由による賃金の改善額及び加算前年度に係る加算残額の支払を除く。）をいう。※ 「起点賃金水準」とは、基準年度の賃金水準（加算前年度の賃金水準。ただし、施設・事業所において基準年度を加算前年度とすることが難しい事情があると認められる場合には、加算当年度の３年前の年度の賃金水準とすることができる。また、基準年度に係る加算残額を含み、基準年度の前年度に係る加算残額の支払を除く。）に、基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分※１・※２を合算した水準※３・※４**・※５**（千円未満の端数は切り捨て）をいう。※１ 「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」の額については第４の２⑶カに準じる。※２ 増額改定があった場合の、各職員の増額改定分の合算額（法定福利費等の事業主負担分の増額分を含む。）は、次の＜算式１＞により算定した額以上となっていることを要する。＜算式１＞「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額）」×「増額改定に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」× **0.9 （調整率）**また、減額改定があった場合の、各職員の減額改定分の合算額（法定福利費等の事業主負担分の減額分を含む。）は、以下の＜算式２＞により算定した額を超えない減額となっていることを要する。＜算式２＞「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額（減額改定を反映させた額）」×「減額改定に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」**0.9 （調整率）**※３ 施設・事業所間で加算額の一部の配分を調整した場合には、それぞれ、受入（拠出）実績額が基準年度の受入（拠出）実績額を上回った（下回った）ときはその差額から法定福利費等の事業主負担分を控除した額（注）を加える（減じる）こと。※４ 加算Ⅰのキャリアパス要件を満たさなくなった場合等、第４の１に定める賃金改善要件分に係る加算率が減少した場合において、基準年度の賃金水準を算定するに当たっては、減少した賃金改善要件分の加算率に相当する加算Ⅰの加算実績額（法定福利費等の事業主負担分を除く。）を控除すること。（注） 次の＜算式＞を標準として算定した法定福利費等の事業主負担分を控除すること。＜算式＞「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額」×「受入（拠出）見込額と基準年度の受入（拠出）実績額との差額」**※５ 公定価格 FAQ の No.221 を踏まえ、令和５年度の支払賃金総額が起点賃金水準及び加算Ⅰの新規事由による賃金改善額を合算した額を超えている場合は、次の＜算 式１＞又は＜算式２＞を上限に、当該超えている額を控除することができる。****＜算式１＞****「令和５年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額）」×「令和５****年度の算定に用いた人件費の改定分に係る改定率」÷「令和５年度に適用を****受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」× 0.1****＜算式２＞****｛「令和５年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額）」×「令和****５年度の算定に用いた人件費の改定分に係る改定率」÷「令和５年度に適用****を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」｝ 「令和５年度の改定による影響額」** |
| **25** 冷暖房費加算 | 　　以下の地域の区分に応じて定められた額を加算していますか。　志木市は「その他の地域」に該当。 | □はい□いいえ |  |
|  |
| **26** 施設関係者評価加算［加算認定］申請に基づき市が認定 | 1)　 施設機能強化推進費加算を算定している場合、以下の加算の要件に適合していますか。 | □はい□いいえ□非該当 |  |
| 　　学校教育法施行規則第39条において準用する第66条の規定による評価（以下「自己評価」という。）を実施するとともに、第67条の規定に準じて、保護者その他の幼稚園の関係者（幼稚園職員を除く。）による評価（以下「施設関係者評価」という。）を実施し、その結果をホームページ・広報誌への掲載、保護者への説明等により広く公表する施設であること。※　施設関係者評価の内容等については、「幼稚園における学校評価ガイドライン」（これに準じて自治体が作成したものを含む。）に準拠し、自己評価の結果に基づき実施するとともに、授業・行事等の活動の公開、園長等との意見交換の確保などに配慮して実施するものとする。（注）　評価者の委嘱や会議の開催予定等により、当年度に評価や結果の公表（評価報告書の作成が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。）が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。その場合、市は評価や結果の公表が確実に行われていることを事後に確認すること。 |
| 2)　加算額は、次のとおり算定し、３月初日に利用する子どもの単価に加算していますか。 | □はい□いいえ |  |
| 　　公開保育の取組と組み合わせて施設関係者評価を実施する施設（注）とそれ以外の施設の別に応じて定められた額 ÷３月初日の利用子ども数　　　（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨て）（注）　幼児期の教育・保育に専門的知見を有する外部有識者の協力を得て、他の幼稚園・認定こども園・保育所の職員や地域の幼児教育関係者、小学校等の他校種の教員等を招いて行われる公開保育を実施するとともに、当該公開保育に施設関係者評価の評価者の全部又は一部を参加させ、その結果を踏まえて施設関係者評価を行う施設 |
| 除雪費加算降灰除去費加算 | 　　志木市は、当該加算要件の地域に該当しない。 |
| 27 施設機能強化推進費加算［加算認定］申請に基づき市が認定 | 1)　施設機能強化推進費加算を算定している場合、以下の加算の要件に適合していますか。 | □はい□いいえ□非該当 |  |
| 　　施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組（注１・注２・注３）を行う施設で、以下の事業等（①～④）を複数実施する施設であること。

|  |  |
| --- | --- |
| 注１　取組の実施方法の　　　例示 | ・地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。・職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。 |
| 注２　取組に必要となる経費の額 | 　取組に必要となる経費の総額が、概ね１６万円以上見込まれること。 |
| 注３　支出対象経費 | 　需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費（茶菓）、光熱水費、医療材料費）・役務費（通信運搬費）・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費※　防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。 |

　　　①　幼稚園型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが１人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は５月において当該要件を満たしていることをもって４月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、市町村の単独事業・自主事業（私学助成の国庫補助事業の対象に準ずる形態で実施されている場合に限る。）等により行う預かり保育を含む。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）②　一般型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが１人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は５月において当該要件を満たしていることをもって４月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、**幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かり及びこれらと同等の要件を満たして実施しているもの。（**ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）③　満３歳児に対する教育・保育の提供（４月から11 月までの各月初日を平均して満３歳児が１人以上利用していること。） |
|  | 　　④　障害児（軽度障害児を含む。）（注）に対する教育・保育の提供（４月から１１月までの間に１人以上の障害児の利用があること。）　　　　（注）　市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。 |
| （公定価格ＦＡＱ　Ver.17　令和3年2月10日　№149）※　施設の総合的な防災対策を図る取組については、避難訓練や防災教育などの活動に限らず、避難具の整備や災害に備えた物品（災害備蓄品）の購入も対象となる。 |
| 2)　加算額は、次のとおり算定し、３月初日に利用する子どもの単価に加算していますか。  | □はい□いいえ |  |
| 　　定められた額（１６万円が上限）÷３月初日の利用子ども数　　（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨て） |
| 3)　翌年４月末日までに実績報告書を市に提出していますか。 | □はい□いいえ |  |
| **28** 小学校接続加算［加算認定］申請に基づき市が認定　 | 1)　小学校接続加算を算定している場合、以下の加算の要件に適合していますか。 | □はい□いいえ□非該当 |  |
| 　　**小学校との連携・接続について次に掲げる取組を行う施設に、２）に定める通り加算する。**　　①　小学校との連携・接続の担当に関する業務分掌を明確にすること。　　②　授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。　　③　**小学校と協働して、５歳児から小学校１年生の２年間（２年以上を含む。）のカリキュラムを編成・実施していること（小学校との継続的な協議会の開催等により具体的な編成に着手していると認められる場合を含む。）。** |
| 2)　加算額は、**以下に掲げる通りに要件を満たす場合に、それぞれに定められた額を、**次のとおり算定し、３月初日に利用す | □はい□いいえ |  |
| 　る子どもの単価に加算していますか。算定していますか。定められた額÷３月初日の利用子ども数（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨て）**（ア）１）の①及び②のいずれの取組も実施している場合****（イ）（ア）に加えて、１）③の取組を実施している場合** |
| 　※　当年度の３月時点で上記の要件を満たす取組が確認できれば、当年度の３月分の単価に加算する。 |
| **29** 栄養管理加算［加算認定］申請に基づき市が認定 | 1)　栄養管理加算を算定している場合、以下の加算の要件に適合していますか。 | □はい□いいえ□非該当 |  |
| 　　食事の提供に当たり、栄養士を活用（注）して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける施設であること。　　（注）　栄養士の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、、栄養教諭、学校栄養職員又は調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。 |
| 2)　加算額は、次の栄養士の配置等の形態別に応じて、それぞれに定める計算式により算出された額としていますか。 | □はい□いいえ |  |
| 　　（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨て）　　①配置：　本加算に係る栄養士が雇用契約等により配置されている場合で、兼務に該当する場合を除く　　　　（基本額＋ (当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価×認定された加算率×100) ）÷ 各月初日の利用子ども数②兼務：　基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員（給食実施加算の適用施設で、「施設内の調理設備を使用してきめ細かに調理を行っている場合」に限る。）が本加算に係る栄養士としての業務を兼務している場合　　　　（基本額＋ (当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価×認定された加算率×100) ）÷ 各月初日の利用子ども数③嘱託：　配置又は兼務に該当する場合を除き、本加算に係る栄養士としての業務を嘱託等する場合　　　　　基本額 ÷ 各月初日の利用子ども数 |
| 　※　要件に適合しなくなった場合には、要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用がない。　※　栄養士の配置について（公定価格ＦＡＱ　Ver.17　令和3年2月10日　№163）①　栄養士を派遣契約により施設に配置する場合は、派遣契約は「雇用契約等」に該当し、「配置」となる。（「兼務」に該当する場合を除く。）②　法人本部で雇用する栄養士が、各施設へ赴き、施設に栄養士が配置されている場合と同様に、献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を行う場合は、「配置」となる。（「兼務」に該当する場合を除く。）③　栄養管理業務を外部委託する場合は、「栄養士としての業務を嘱託等する場合」に該当し、「嘱託」となる。 |
| **30** 第三者評価受審加算［加算認定］申請に基づき市が認定 | 1)　第三者評価受審加算を算定している場合、以下の加算の要件に適合していますか。 | □はい□いいえ□非該当 |  |
| 　　「幼稚園における学校評価ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市が認める第三者評価機関（又は評価者）による評価（行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。）を受審し、その結果をホームページ等により広く公表する施設であること。 |
| 　※　評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表（評価機関からの評価結果の提示が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。）が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。　　　その場合、市は受審や結果の公表が確実に行われていることを事後に確認すること。　※　第三者評価の受審は５年に一度程度を想定しており、加算適用年度から５年度間は再度の加算適用はできない。 |
| 2)　加算額は、次のとおり算定し、３月初日に利用する子どもの単価に加算していますか。 | □はい□いいえ |  |
| 　　定められた額÷３月初日の利用子ども数（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨て） |

|  |
| --- |
| 第６　その他 |
| 1 変更の届出支援法第35条支援法施行規則第33条 | 　　下記の事項に変更があったときは、１０日以内にその旨を市（保育課）に届け出ていますか。 | □いる□いない□非該当 |  |
| ※　届出が必要な変更事項（確認に係る変更届）　　［特定教育・保育施設］　　　　①施設の名称及び設置の場所　　　　②設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名　　　　③設置者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該確認に係る事業に関するものに限る。）　　　　④建物の構造概要及び図面(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要　　　　⑤施設の管理者の氏名、生年月日及び住所　　　　⑥運営規程　　　　⑦当該申請に係る事業に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の請求に関する事項　　　　⑧役員の氏名、生年月日及び住所　※　運営規程の軽微な変更の場合　　運営規程の変更は全て届出が必要となるが、教育・保育の提供内容に大きな影響を与えない程度の軽微な内容の変更の届出については、少なくとも年に１度更新することを基本に、他の重要な変更の際に併せて行うなど柔軟に取り扱っても差し支えない。　（事業者向けＦＡＱ　　第7版　平成27年3月　p88）　※　利用定員の減少をしようとするときは、その利用定員の減少の日の３月前までに、その旨を市に届け出なければならない。 |
| 2 教育・保育に係る情報の公表支援法第58条支援法施行規則第50条 | 1)　提供する教育・保育に係る情報を、「子ども・子育て支援情報公表システム」に登録し、公表されていますか。 | □いる□いない |  |
| ※　保護者の教育・保育を受けさせる機会を適切かつ円滑に確保するため、開所時間や利用定員等の教育・保育情報について、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者から各都道府県への報告を義務付けているもの。　　特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者の確認を受け、教育・保育の提供を開始しようとするときは、施設又は事業所の所在地の都道府県に報告しなければならないとされている。※　主な報告事項　　　①運営法人に関する事項　　　②施設・事業所に関する事項　　③従業者に関する事項　　　④教育・保育等の内容に関する事項　　⑤利用料等に関する事項※　令和２年９月から、ＷＡＭＮＥＴ（独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイト）の「子ども・子育て支援情報公表システム（愛称：ここdeサーチ）」で全国の教育・保育施設等の情報が閲覧可能となっている。→　https://www.wam.go.jp/kokodesearch/　※　公表までの流れ　　（県）各事業者の基本情報等を登録　→　（施設）施設の詳細情報を登録し、申請　　　→　（市）承認　→　（県）承認　→　公表 |
| 2)　公表情報について、毎年度更新していますか。（公表情報に変更がない場合も、その旨の届出が必要です。） | □いる□いない |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 3 法令遵守等の業務管理体制整備 | 1)　業務管理体制の整備に関する事項を、関係行政機関（以下の区分ごとの届出先）に届け出ていますか。 | □いる□いない |  |
| 　　（届出年月日）　　　　　　　　　　　　　　　　　　（届出先）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 　※届出先

|  |  |
| --- | --- |
| ①　設置者・事業者が設置する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所が２以上の都道府県に所在する場合 | 内閣総理大臣（内閣府子ども・子育て本部） |
| ②　設置者・事業者が設置する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所が１つの市町村（特別区を含む。以下同じ。）内に所在する場合（個人立の施設・事業所を含む） | 市町村村長 |
| ③　①及び②以外の場合 | 都道府県知事 |

　　注）・　特定教育・保育施設： 認定こども園、幼稚園、保育所　　 ・　特定地域型保育事業： 小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業　　 ・　届出先は、施設・事業所の所在地によって決まるものであり、設置者・事業者の主たる事務所の所在　　　 地ではないので注意すること。【参考】○業務管理体制整備の趣旨　　不正事案の発生防止と利用者のサービス確保の観点から、事業運営の適正化を図るため、設置者・事業者に対し、業務管理体制の整備を義務付けるものである。○子ども・子育て支援法の規定　（第33条 第6項）　　特定教育・保育施設の設置者は、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。　（第45条　第6項）　　特定地域型保育事業者は、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。　（第55条　第1項）　　特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者・・・は、第33条第6項又は第45条第6項に規定する義務の履行が確保されるよう、内閣府令で定める基準（注：以下の業務管理体制整備の内容）に従い、業務管理体制を整備しなければならない。○業務管理体制整備の内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施設・事業所の数が２０未満の事業者（個人立を含む） | 法令遵守責任者の選任 |  |  |
| 施設・事業所の数が２０以上　　　　　　　　１００未満の事業者 | 法令遵守規程の整備 |  |
| 施設・事業所の数が１００以上の事業者 | 法令遵守に係る定期的な業務執行状況監査の実施 |

　　　※　施設・事業所の数は、その確認を受けた種別ごとに１つと数える。　　　　　保育所と小規模保育事業の確認を受けている場合、確認を受けている施設・事業所は２つとなる。○業務管理体制の確認検査　　上記の業務管理体制整備に関する届出を受けた内閣総理大臣（内閣府子ども・子育て本部）、都道府県知事及び市町村長は、子ども・子育て支援法第56条の規定に基づき、業務管理体制の整備・運用状況を確認するため、定期的に一般検査を実施している。　　また、次のいずれかに該当する場合には、特別検査を実施する。　　　①　特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき　　　②　度重なる指導によっても改善が見られないとき　　　③　正当な理由がなく、一般検査を拒否したとき |

**（参考）処遇改善等加算の加算額に係る使途等について**

施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて（令和2年7月30日　内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長連名通知）　第３、第７

**〇処遇改善加算の加算額に係る使途**

１ 基本的な考え方

|  |  |
| --- | --- |
| 加算Ⅰの基礎分に係る加算額 | 職員（非常勤職員及び法人の役員等を兼務している職員を含む。以下同じ。）の賃金（退職金（注）及び法人の役員等としての報酬を除く。以下同じ。）の勤続年数等を基準として行う昇給等に適切に充てること。（注）　退職者に対して第１の１の目的と関連なく適用される賃金の項目やその増額については、その名目にかかわらず、処遇改善等改善加算の賃金の改善に要した費用に含めることができない。 |
| 加算Ⅰの賃金改善要件分及び加算Ⅱに係る加算額 | その全額を職員の賃金の改善に確実に充てること。 |

　　※　当該改善の前提として、国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の増額改定（以下「増額改定」という。）分に係る支給額についても、同様であること。

２ 賃金の改善の方法

|  |  |
| --- | --- |
| 処遇改善等加算による賃金の改善 | 第１の１の目的に鑑み、その方針をあらかじめ職員に周知し、改善を行う賃金の項目以外の賃金の項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させないこと（注）を前提に行うとともに、対象者や額が恣意的に偏ることなく、改善が必要な職種の職員に対して重点的に講じられるよう留意すること。（注）　３により加算額の一部を同一の設置者・事業者が運営する他の施設・事業所の賃金改善に充てる場合であっても、それを理由として賃金水準を低下させたり、加算による改善の水準を拠出の程度を超えて低下させたりしないこと。（公定価格ＦＡＱ　Ver.17　令和3年2月10日　№165）　処遇改善等加算に係る賃金改善要件分を特定の保育従事者等に合理的な理由なく偏って配分するといった、恣意的な賃金改善が行われないよう留意する必要がある。従って、若手職員への配分を厚くする、保育従事者の経験に応じて傾斜をつけるなど、合理的な理由により施設の方針に基づき賃金改善を行うことは差し支えない。 |
| 加算Ⅰの賃金改善要件分に係る加算額 | 各施設・事業所で決定する範囲の職員に対し、基本給、手当、賞与又は一時金等のうちから改善を行う賃金の項目を特定した上で、毎月払い、一括払い等の方法により賃金の改善を行うことができ、各施設・事業所においてその名称、内訳等を明確に管理すること。なお、手当や一時金等については、基本給の引上げや定期昇給の増額等に段階的に反映していくことが望ましく、給与表や給与規程の見直しを推進すること。 |
| 加算Ⅱに係る加算額 | 副主任保育士、専門リーダー又は中核リーダー及び職務分野別リーダー又は若手リーダーに対し、役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当又は基本給により賃金の改善を行うこととし、各施設・事業所においてその名称、内訳等を明確に管理すること。 |

３ 他の施設・事業所の賃金の改善への充当

|  |  |
| --- | --- |
| 加算Ⅰの賃金改善要件分（令和４年度までの間は、加算Ⅱを含む。）に係る加算額 | その一部（加算Ⅱにあっては、加算見込額の２０％（10円未満の端数切り捨て）を上限とする。）を同一の設置者・事業者が運営する他の施設・事業所（注）における賃金の改善に充てることができること。（注）　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（当該施設・事業所が所在する市町村の区域外に所在するものを含む。）に限る。 |

４ 加算残額の取扱い

|  |  |
| --- | --- |
| 加算Ⅰの賃金改善要件分及び加算Ⅱ | 加算当年度（加算の適用を受けようとする年度をいう。以下同じ。）の終了後、第４の２⑵及び第５の２⑵による算定の結果、賃金改善等実績額が加算実績額を下回り、又は支払賃金総額が前年度の賃金水準を下回った場合には、その翌年度内にすみやかに、その差額（以下「加算残額」という。）の全額を一時金等により支払い、賃金の改善に充てること。なお、加算当年度に係る加算残額については、加算当年度分の実績報告において金額を確定するとともに、監査や当該翌年度分の実績報告により、当該翌年度内にその支払が完了したことを確認すること。 |

**〇虚偽等の場合の返還措置**

|  |
| --- |
| 施設・事業者が虚偽又は不正の手段により処遇改善等加算の適用を受けた場合には、支給された加算額の全部又は一部に関し、一般市町村が管轄する施設・事業所については、都道府県知事が一般市町村の長に対し返還措置を講じるよう求めることとする。 |

【参考】

|  |
| --- |
| 【こども家庭庁のホームページ】　　**◆子育て支援事業者の方向け情報**　　　保育士・幼稚園教諭等を対象とした処遇改善（令和4年2月～9月）について 　 技能・経験に応じた保育士等の処遇改善（処遇改善等加算II）に係る別紙様式等について 　技能・経験に応じた保育士等の処遇改善（処遇改善等加算II）に係る研修修了要件等について 　 都道府県における処遇改善等加算IIに係る研修実施主体の認定状況について 　子ども・子育て支援新制度における公定価格の試算ソフト（令和4年度版） 　子ども・子育て支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出について 　事業者向けFAQ 　 子ども・子育て支援新制度ハンドブック（施設・事業者向け）（平成27年7月改訂版） 　新制度への移行見込み等の調査　　　<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/jigyousha>　**◆教育・保育に関する報告・データベース** 　　　教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン教育・保育施設等における事故報告集計特定教育・保育施設等における事故情報データベース　　　教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議　　　教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について　　　送迎用バスの安全対策　　　調査研究報告書　　　<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort>**◆法令・通知等**　　　子ども・子育て関連３法　　　政省令（子ども・子育て支援法施行令・施行規則）、運営基準、費用告示等）　　　通知　　　事務連絡　等　　　https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/law　　◆**幼児教育・保育の無償化概要**　　　<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/mushouka/gaiyou>　　◆**保育所等における新型コロナウイルス対応関連**　　　保育所等における新型コロナウイルスによる休園等の状況（４月27日（木）14時時点各自治体報告集計分） 　保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（第二十一報）（令和5年5月8日現在）　　　<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/>【ＷＡＭＮＥＴ（独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイト）】**◆子ども・子育て支援情報公表システム（愛称：ここdeサーチ）**<https://www.wam.go.jp/kokodesearch/>【埼玉県のホームページ】◆**私立幼稚園事務参考資料集　（学事課）**<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0204/youchienjimusankousiryoushuu.html>　　・幼稚園の管理運営、会計事務の処理、保健管理及び安全管理　　◆**社会福祉施設等における水害・土砂災害への備え**　　　<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0602/saigai-sonae.html>　　　　　・社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引（埼玉県）　　　　　・避難情報に関するガイドライン（内閣府）　　　　　・要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き［洪水・内水・高潮編］（国土交通省）【市のホームページ】　　◆**地域防災計画**　　　[http://www.city.shiki.lg.jp/index.cfm/51,4187,208,682,html](http://www.city.shiki.lg.jp/index.cfm/51%2C4187%2C208%2C682%2Chtml)　　　　「資料編」に、「資料８．４　浸水想定区域内要配慮者施設一覧」が掲載されている。　　　　　◆**水防法等の改正による避難確保計画の作成と避難訓練実施の義務化**　　　[http://www.city.shiki.lg.jp/index.cfm/37,85729,164,642,html](http://www.city.shiki.lg.jp/index.cfm/37%2C85729%2C164%2C642%2Chtml) |